

3 個 別 研 究

(担当:藤 澤 勇)

目 次

〇はじめに	1
I 新しい仕組みの検討における基本的視点	2
1 「まちづくり」に対する高い市民意識.....	2
2 多様なサービス提供主体や人材の存在.....	3
3 ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の存在の可能性.....	4
II 地域活動等に関する市民意識調査の結果について	6
1 調査の概要	6
2 アンケート結果の分析.....	9
(1) 「地域の人を知る」ことが、参加に対して影響を与えていること.....	9
(2) 近所づきあいは、地域活動を促進すること.....	12
(3) 地域の和や結束がある地域は、活動意欲が高いこと.....	15
(4) 地域活動の必要性の認識と積極的参加との関係について.....	17
(5) 地域活動に参加しやすい雰囲気が参加促進に対して影響が大きいこと.....	22
3 調査のまとめ～盛岡市の地域コミュニティの現状.....	27
III 他都市の取組について	29
1 地域分権と予算提案権について(大阪府池田市).....	29
2 地域自治制度と地域コミュニティ税（宮崎県宮崎市）	32
3 地域づくり計画と総合計画について（福岡県福津市）	35
4 各都市の制度等比較.....	38
IV 盛岡市における新しい自治・協働の仕組みについて	39
1 仕組みを機能させるための取組の方向性.....	39
(1) 地域に存在する力の結集.....	39
(2) 地域の特性を生かした地域自治を進めるための施策の実施.....	41
(3) 市の担う役割の再確認.....	41
(4) 公共施設の複合機能化による有効利用.....	41
2 地域づくり組織の構築と地域づくり計画.....	42
(1) 地域づくり組織によるまちづくりの推進.....	43
(2) 地域づくり組織の規模.....	47

(3) 地域づくり計画の策定.....	52
3 市の地域づくり組織への支援.....	57
(1) 「(仮称)盛岡市地域自治推進計画」の策定と地域づくり計画の反映.....	57
(2) 事業(予算)提案制度の構築.....	59
(3) 個別補助金の総合補助金化.....	60
(4) 職員の配置等の人的支援.....	63
(5) 市施設への事務局の設置等や活動時使用料の減免.....	66
(6) 庶務的業務の支援制度.....	66
(7) 地域自治推進の根拠となる例規の整備.....	67
(8) 市の業務依頼の削減.....	68
4 参加を促す仕組みづくり～地域における取組～.....	70
(1) 魅力ある活動内容・情報の提供.....	70
(2) 成功体験の積み重ね.....	70
(3) 参加意欲を引き出す雰囲気づくり.....	71
V 制度導入に当たっての検討事項	73
1 住民代表としての正統性の確保の必要性.....	73
2 地域自治区制度について.....	74
3 財源措置について.....	76
(1) 宮崎市と同様の税額の場合.....	77
(2) 宮崎市の税額の2倍とした場合.....	79
(3) 個人市民税1%相当額を充当する場合.....	81
4 地域完結型都市構造の構築.....	84
VI 今後の進め方について	85
〇おわりに	90

はじめに

盛岡市まちづくり研究所では、個別研究として平成20～21年度で、盛岡市における「自治・協働の新しい仕組みづくり」について研究を進めてきた。

近年の長引く経済環境の低迷や、少子高齢化の進展などの山積する諸課題に対して、これまでの経済成長や人口増加を前提とした制度設計では、課題解決が困難となってきた。

また、地域社会においても、町内会・自治会といった地縁団体の役員のなり手不足といった全市的な課題から、少子化の影響で地域に若年者が少なくなり、古くからの地域の伝統行事等の継承が困難になってきている地域が存在するといった、地域固有の課題など、今後の地域コミュニティの持続性に対する懸念が生じてきている。

今回の研究では、地域社会への参加が促進されることにより、そのことが盛岡市政という大きな単位への参加にも結びついていくのではないかと、という視点に立って、研究を進めてきた。

平成20年度では、市民、町内会等の地縁団体、NPO・市民団体、事業者といった地域社会を構成する主体に対する意識調査を実施し、地域社会の現状と課題を明らかにした。平成21年度では、平成20年度の結果を踏まえつつ、市民意識調査を通じて盛岡市内における地域活動の参加状況や参加促進のために必要な取組等について検討した。また、全国の中核市での取組状況の調査や大阪府池田市をはじめとする地域自治に関して先進的な取組を行っている自治体で、今後の盛岡市における制度設計の参考となる都市を訪問し、各都市の取組状況や課題等についてのヒアリングを実施した。

今回の提言は、これらの成果を前提として、盛岡市がこれまで培ってきた市民参加の伝統を踏まえつつ、盛岡市における地域社会の今後のあるべき姿について検討したものである。

なお、本報告書については、岩手県立大学と盛岡市が共同で研究した成果である。このため、今回の研究成果については、盛岡市の政策や基本方針とは現段階では必ずしも一致していない。したがって、盛岡市においては、今回の研究成果における提言を踏まえて、地域協働の進め方について改めて検討のうえで本提言の内容を取捨選択し、その上で必要な事業が展開されるものである。

I 新しい仕組みの検討における基本的視点

今回の盛岡市における「自治・協働の新しい仕組みづくり」に当たっては、他都市において行われている取組の動向を参考としつつ、盛岡市の持つ特性を踏まえて制度設計を行うこととした。

特に、これまでのまちづくりにおいて発揮された誇るべき高い市民意識や、一定規模の人口や事業所の集積、そして古くから盛岡市の市民が持ち合わせている地域の和や結束、近所づきあいといった、いわゆる社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の存在など、盛岡市の持つ強みをさらに伸ばしつつ、少子高齢化や人口減少といった課題に対応していくための方法について検討することとした。

その端緒を、過去と比較して近年活力を失いつつあるとされる「地域コミュニティ」に求め、地域コミュニティが主体となって、地域の総合的マネジメントを担い、地域の課題を解決していくなどの地域の自治（以下「地域自治」という。）を進めていくための方策とともに、これを支える市の取組という視点から、新たな仕組みを考察することとしたものである。

1 「まちづくり」に対する高い市民意識

盛岡市は、昭和45年に開催された岩手国体を契機として「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」を発足させ、今日まで市民運動として定着・発展させている。

また、民生・児童委員や町内会・自治会といった地縁団体、老人クラブ等が一体となって地域福祉の基盤づくりとしての「地区福祉推進会」が昭和51年に発足している。

さらに、平成16年に制定された景観法に先駆けて、都市景観の保全のため、市民、建築・都市計画・商業等の専門家と市が一体となって「都市景観形成ガイドライン」を作成し、強制力を持つ規制ではなく、市民や専門家等の自発的な協力によって、都市景観を守り育ててきている。

これらの活動は、市内におけるさまざまな市民活動への取組の一例であるが、盛岡のまちづくりに対する市民の意識の高さを示すものであり、全国に先駆けた取組として、高い評価を受けている。

また、平成21年度に20～79歳までの市民 1,500人を対象に実施した地域活動に関するアンケート調査の結果によれば、後述する「地域づくり計画の策

定に参加したいか」について尋ねた設問に対して、条件付きではあるが参加に肯定的な意見が全体の約4分の3を占めている。

さらに、「地域づくり計画に基づく活動に対して参加したいか」との設問に対しても同様に、参加に肯定的な意見が約8割となっており、計画づくりや活動に参加しやすい条件整備は必要であるが、市民の高い意識がうかがえる。

この「高い市民意識」という土壌については、これからのまちづくりを支えていく上で、もっとも重要な要素の一つであり、これをさらに育てていく努力が求められている。

2 多様なサービス提供主体や人材の存在

盛岡市は、岩手県内の人口のうち約2割を占めるなど、一定の人口規模を有している。これに伴い、市内には多様な事業所が立地している。

平成18年に実施された事業所・企業統計調査において、盛岡市は第3次産業の事業所の割合が約9割(88.2%)、従業者数においても8割以上(83.4%)となっており、その割合は他都市と比較して多くなっている。

特に、国土交通省による「ソフト系IT産業の実態調査」(平成20年3月26日)によれば、平成19年9月時点でのIT産業の事業所数は、東北では仙台(全国7位)に次いで多い(同35位)状況である。

また、宇都宮市が実施した平成21年度行政水準調査によれば、盛岡市は市民10万人当たりの病院、一般診療所施設数が全中核市41市中8位、市民10万人当たりの医師数及び病院病床数はそれぞれ4位となっている。

事業所以外についても、岩手県立大学や岩手大学、岩手医科大学等といった高等教育機関が市内又は隣接する矢巾町、滝沢村に存在し、その他専門学校等も多数存在している。

さらに、平成22年1月13日現在において、岩手県内の特定非営利活動法人として岩手県から認証を受けた団体数331団体の約3分の1に当たる116団体が事務所の所在地を盛岡市としている。

表 1 市内に事務所を置く特定非営利活動法人の活動分野

活動分野	団体数
保健・医療・福祉	68
社会教育	60
まちづくり	55
学術，文化，芸術，スポーツ	48
環境保全	45
災害救援	20
地域安全	21
人権擁護，平和推進	33
国際協力	26
男女共同参画	22
子どもの健全育成	61
情報化社会の発展	23
科学技術の振興	17
経済活動の活性化	25
職業能力開発，雇用機会拡充	34
消費者の保護	19
連絡，助言，援助	60

(平成22年2月9日現在の特定非営利活動法人の認証状況について、岩手県地域振興部NPO・文化国際課から提供いただいた情報を基に当研究所において集計・作成した。なお、複数の活動分野を掲げる団体が存在するため、認証を受けた団体数と一致しない。)

表1によれば、市内に事務所を置く特定非営利活動法人では、保健・医療・福祉分野や社会教育分野など幅広い活動が行われていることがわかる。

以上は一例であるが、盛岡市には多様な公共的サービスの提供が可能な主体が数多く存在し、当該サービスに従事している人材が存在していると考えられる。

公共的サービス主体等の存在は、都市の活力を生み出す源にもなるほか、後述する地域づくり組織づくりにおいても、必要不可欠なものであることから、この利点を十分生かしていく必要がある。

3 ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の存在の可能性

ソーシャル・キャピタルとは、「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴」(内閣府国民生活局編「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」(2005年))とされるが、後述する市民意識調査の結果からは、盛岡市においてはこのソーシャル・キャピタルの蓄積が一定程度存在している可能性が高いのではないかと考察される。

また、近年失われつつあると言われる「近所づきあい」や「地域の和」といったものは、今回盛岡市民を対象に実施した調査の結果では、郊外部においては高い割合で、中心市街地においては比較的高い割合で存在していると

考えられる。

今回の提言では、市民と市が一体となって、地域における課題の解決能力を上げていくこと、換言すれば「地域自治」の充実を目指すことが中核的な内容である。この地域自治を進めていくためには、人と人とのネットワークや信頼といった要素が強く求められている。

したがって、これらの蓄積を十分に活用し、まちづくりに生かしていくことが必要である。

一方で、盛岡市が一定規模の人口が集積するという都市であることから、濃密な人間関係を避けたいとする市民も相当程度存在するものであり、これらの人々の心情にも配慮することが求められることに留意する必要もある。したがって、今回の仕組みを検討していく上では、「強制」ではなく「自発性」を、「統一」ではなくそれぞれの個性や強みを生かすなど「緩やかな連携」を、「同一性・単一性」ではなく「多様性」を志向した制度設計としていくことが大切である。

II 地域活動等に関する市民意識調査の結果について

今回の「自治・協働の新しい仕組み」を構築するに当たり、盛岡市民の地域活動等に対する意識等について探るため、次のとおり市民意識調査を実施した。

今回の市民意識調査の設計や実施に当たっては、平成21年度に実施した市民、町内会・自治会等の地縁団体、NPO・市民団体、事業者に対する意識調査の結果及びこれまでの研究成果を踏まえ、近所づきあいの有無や地域での連帯感といった、いわゆる社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）及びこれに類する環境が地域活動に与える影響や、地域活動に期待する役割、地域づくり組織や地域づくり計画への参加意識について調査した。

1 調査の概要

(1) 調査対象

平成21年8月26日現在の住民基本台帳に登録されている20歳から79歳までの盛岡市民1,500人。

今回の調査に際しては、市内各地域の特性が大きく異なることから、その特性が地域活動に与える影響を分析するため、市内を「中心市街地」「住宅地等」「その他地域」の3つに区分し、それぞれから500人ずつを等間隔無作為抽出している。

これは、調査の信頼性を確保するため、1地域区分当たりの標本数を一定の数以上に保つ必要があることから、このような地域区分としている。

また、この地域区分の基準等については、次のとおりである。

ア 中心市街地

中心市街地については、旧来からのコミュニティに加えて、新たにマンション等の共同住宅の建設が進んだことで、居住者の構成に大きな変化が生まれていることが想定されることから、次に掲げる区域とする。

- ①盛岡市中心市街地活性化基本計画において定められた中心市街地に属する町丁字
- ②①に規定する区域に隣接又は近接（概ね0.5kmとする。）し、地物地形で分断されておらず、中心市街地と同一のコミュニティを形成している町丁字

(具体的な例)

- ・ に該当する町丁字
本町通一丁目,本町通二丁目,本町通三丁目,大慈寺町,下の橋町,
若園町等

イ 住宅地等

住宅地等については,昭和40年代後半から平成の初期にかけて開発や区画整理等が実施された地域が多く,これらの地域では,開発等に伴って新たなコミュニティが形成されたと考えられる。

また,住宅地等は中心市街地と異なり,土地利用の現況が主として居住の用に供している状況にある地域であって,一定の人口の集積が見られる,次に掲げる地域とする。

平成21年4月現在の都市計画法に規定する市街化区域内であって,平成17年の人口集中地区(DID)に属する「ア 中心市街地」に属さない町丁字

に掲げる区域に隣接する市街化区域で,(1)の区域と同等の都市基盤整備が行われ,かつ相当程度の人口が居住している町丁字

単一の町丁字が市街化区域及び市街化調整区域にまたがっている場合は,町丁字の大半が市街化区域に属している,又は都市的な土地利用が相当程度行われているもの

市街化調整区域であって,大規模開発等により住宅団地として開発された区域として特定される町丁字

玉山区にあつては,市街化区域内に存する町丁字

(具体的な例)

- ・ に該当する町丁字
門一丁目,門二丁目,本宮字宮沢,本宮字熊堂等(盛南開発区域)
- ・ に該当する町丁字
中太田新田,下鹿妻字北,下太田下川原,本宮字小幅等
- ・ に該当する町丁字
桜台一丁目,桜台二丁目,桜台三丁目

ウ その他地域

上記のいずれにも該当しないもの(主として市街化調整区域)とする。
これは,特に市街化調整区域では,新たな開発行為等は原則として行わ

れないため、新たな住民の流入が少数に止まる可能性が高く、これまでのコミュニティが他の地域と比較して残存していると考えられるためである。

(具体的な例)

・その他地域に該当する町丁字

上米内，上太田，上鹿妻，繫，手代森，黒川，乙部，玉山，巻掘等

(2) 調査期間

平成21年9月7日～26日

なお、調査期間後である10月21日到着分までは、今回のアンケートの集計に含めることとした。

(3) 調査方法

調査票を郵送し、返信用封筒で回答用紙を回収した。

(4) 回答の回収状況

調査の対象者及び回収された内訳は、次のとおりとなっている。

表 2 調査の対象区分及び回収率

	総計	中心市街地	住宅地等	その他地域
対象者数	1,500人	500人	500人	500人
回収数	678枚	220枚	237枚	220枚
回収率	45.2%	44.0%	47.4%	44.0%

なお、総計の回収数及び回収率には、地域区分不明回答1件が含まれている。

(5) 調査項目及び回答状況について

調査項目及び回答状況については、別途資料編として構成した。

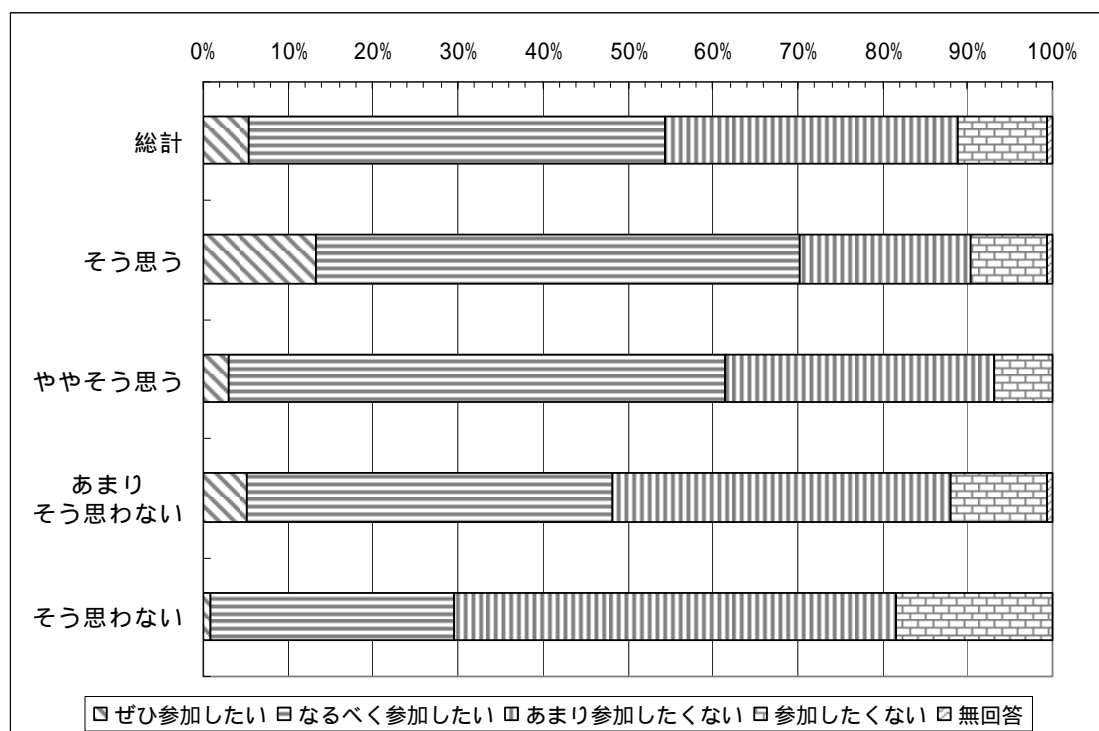
2 アンケート結果の分析

本年度及び昨年度実施のアンケート調査等の分析から、市民の地域活動に対する意識や行動については、次のようなことが考えられる。

(1) 「地域の人を知る」ことが、参加に対して影響を与えていること

今回の調査結果では、地域活動への参加に当たっては、「地域の人を知っている」ことが地域活動への参加に対して影響を与えていると判断されるデータが示されている。

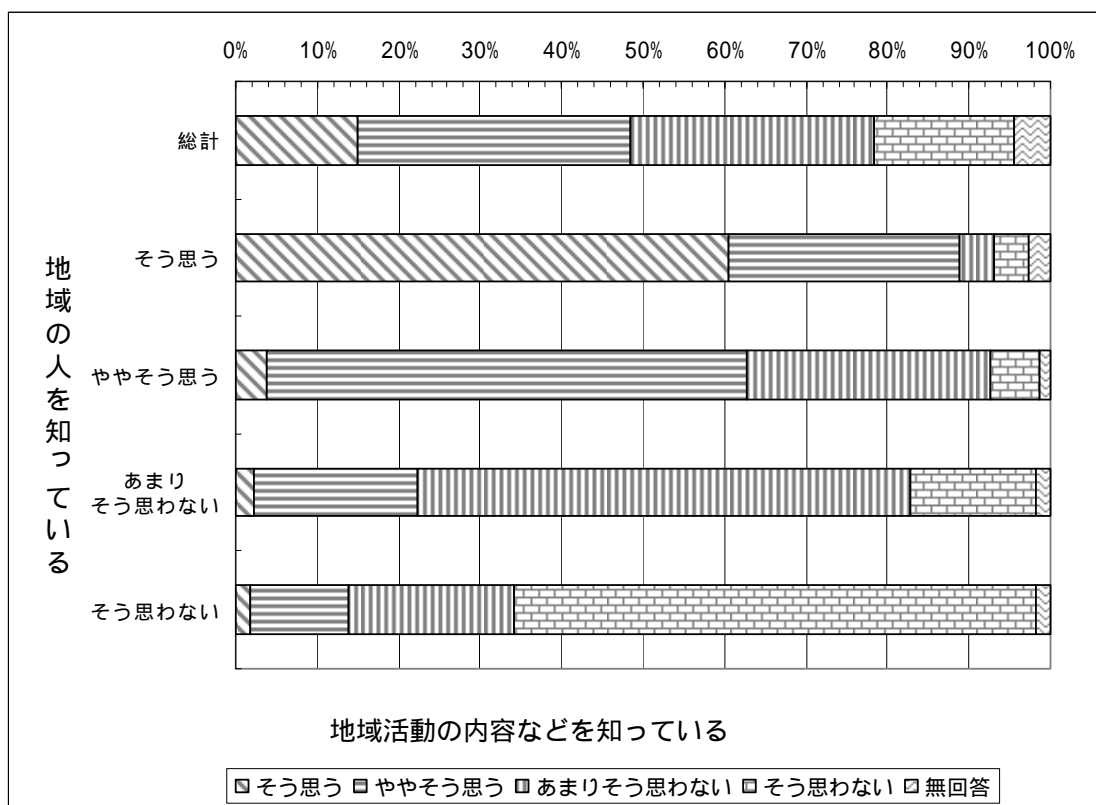
図1 「地域の人を知っている」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係



「地域の人を知っている」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係についてのクロス集計では、図1に示すとおり、「地域の人を知っていると思うか」という設問に対して、「そう思う」、「ややそう思う」といった肯定的項目を選択している回答者は、「あまりそう思わない」、「そう思わない」といった否定的項目を選択している回答者と比較して、普段から地域活動に参加したいと考える割合が高くなっている。

また、地域の人を知っていることで、地域活動の情報等の入手が可能となるという側面も考えられる。

図 2 「地域の人を知っている」と「地域活動の内容などを知っている」の関係

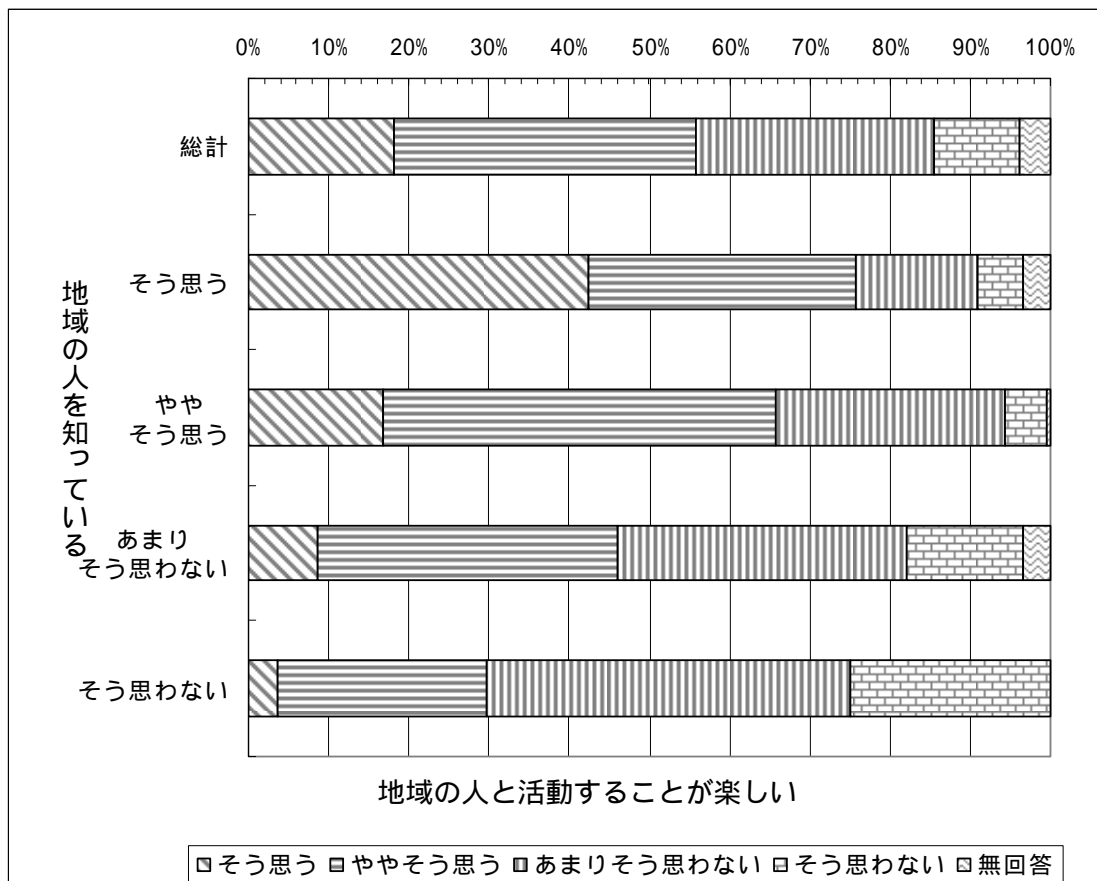


「地域の人を知っている」と「地域活動の内容などを知っている」の関係のクロス集計では、図2に示すとおり、地域の人を知っている回答者は、地域活動の内容などについても知っているという傾向にある。一方で、地域の人を知らない場合には、地域活動の情報を知らない・得られていないという傾向が明らかとなっている。これは、地域の人を知ることで、コミュニケーション等を通じて地域活動の情報を得る機会が増加するとともに、広報媒体である回覧板や広報といったものに対して注意を払うことが多くなるからではないかと推察される。

さらに、「地域の人を知っている」と「地域の人と活動することが楽しい」の関係のクロス集計では、図3に示すとおり、地域の人を知っているという設問に対して「そう思う」、「ややそう思う」を選択した回答者では、地域の人と活動することが「楽しい」と感じられる割合はその他の回答者

と比較して高くなる傾向がある。

図 3 「地域の人を知っている」と「地域の人と活動することが楽しい」の関係



以上の内容から、「地域の人を知る」ことは、地域活動への参加を促進する上で重要な要素であると推察される。地域の中で知っている人の存在は、活動情報の獲得を容易にし、活動への参加に当たっての心理的なハードルを下げるとともに、そのことが活動の楽しさを認識できる機会へとつながり、それが反復・継続的な活動への参加といった良い循環につながっていくものと考えられる。

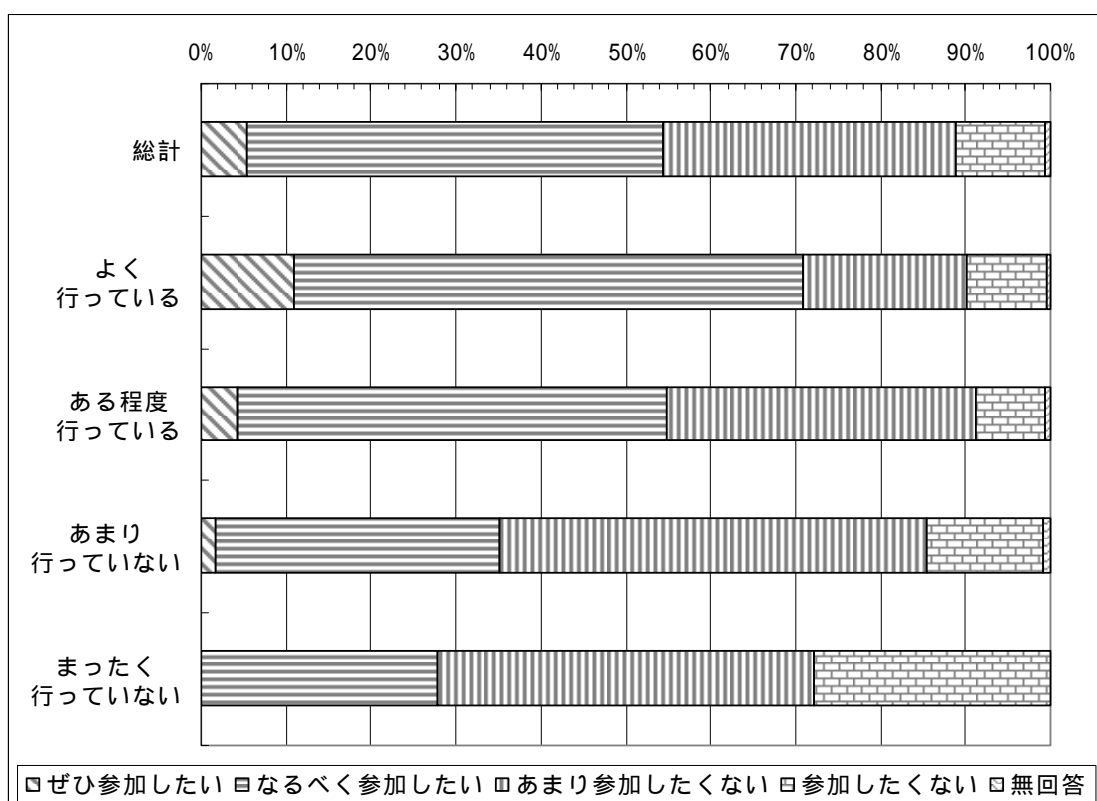
なお、「地域の人を知っている」ということに対して肯定的な項目を選択した割合は、中心市街地では4割程度であったのに対して、住宅地等では5割程度、その他地域では7割程度となっており、地域による差が見受けられる。

(2) 近所づきあいは、地域活動を促進すること

近年、全国的に失われてきているとされているあいさつ等の近所づきあいについては、約4分の3の回答者が行っていると回答しており、盛岡市では比較的多数の市民が実際に近所づきあいを実践していると想定される。

このあいさつ等をはじめとした近所づきあいであるが、地域活動への参加を促す一つの要素として注目される。

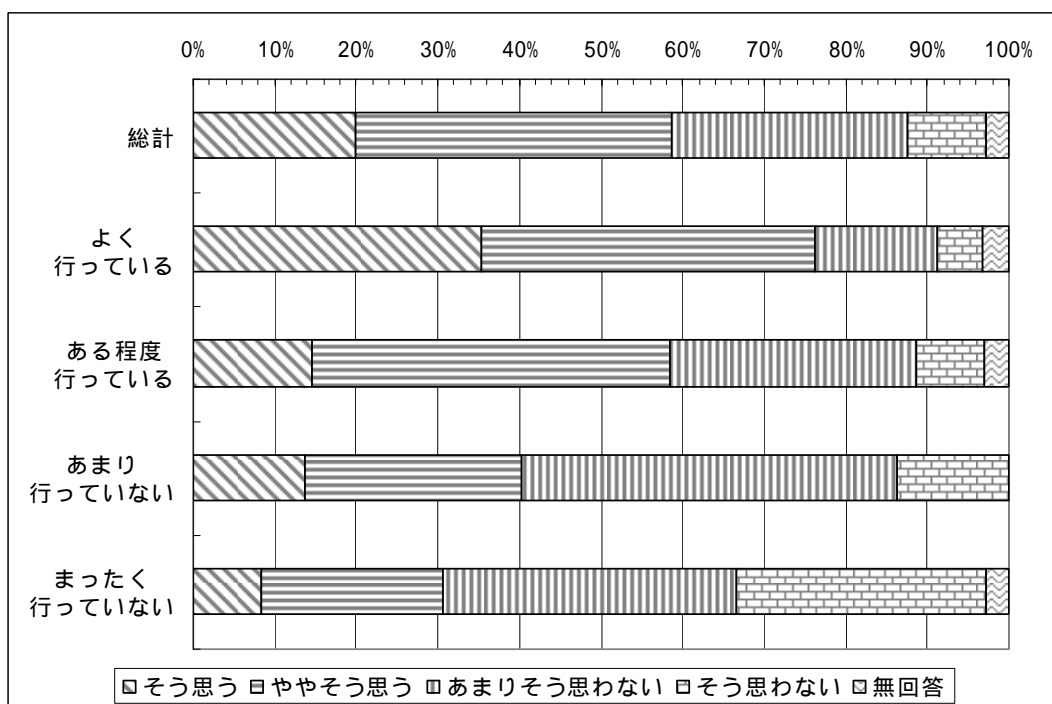
図4 「近所づきあいの状況」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係



「近所づきあいの状況」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係のクロス集計では、図4に示すとおり、近所づきあいを良く行っているグループほど地域活動への参加の意思が高いことがわかる。

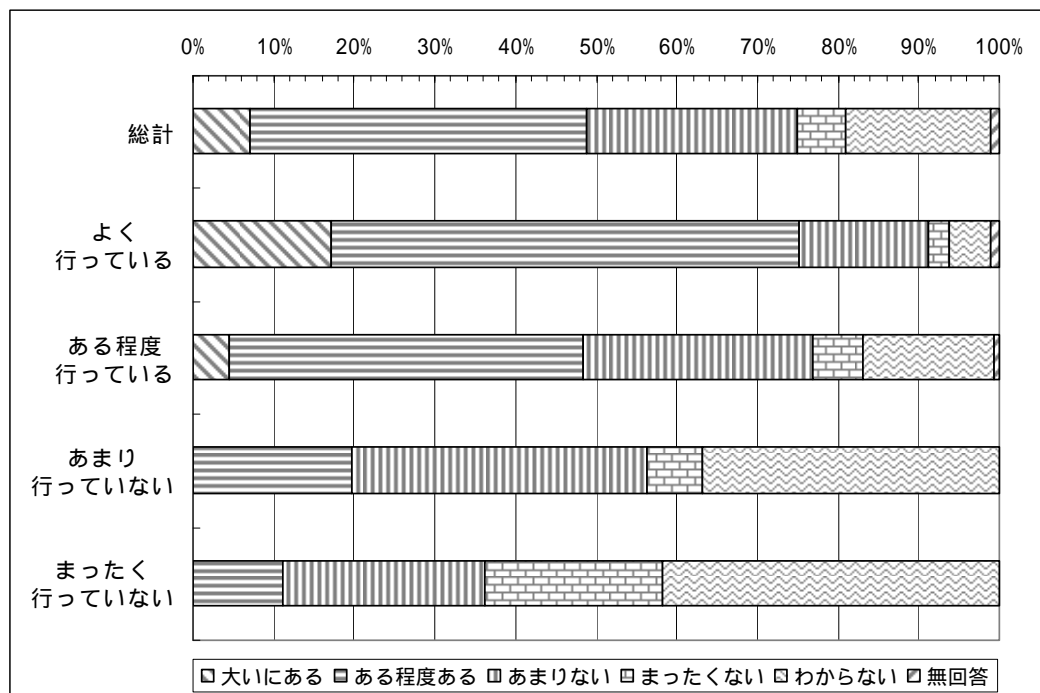
一方で、「あまり行っていない」「まったく行っていない」グループでは、地域活動への参加意思が相当低くなる傾向が見られる。特に、「まったく行っていない」と回答したグループの参加意識は、「よく行っている」グループの約半分となっている。

図5 「近所づきあいの状況」と「地域活動自体に関心がある」の関係



また、図5に示すとおり、近所づきあいを行っているグループでは、地域活動自体に対する関心が高くなるのに対して、行っていないグループでは、地域活動に対する関心も低くなる傾向がある。

図 6 「近所づきあいの状況」と「地域活動に参加しやすい雰囲気」の関係



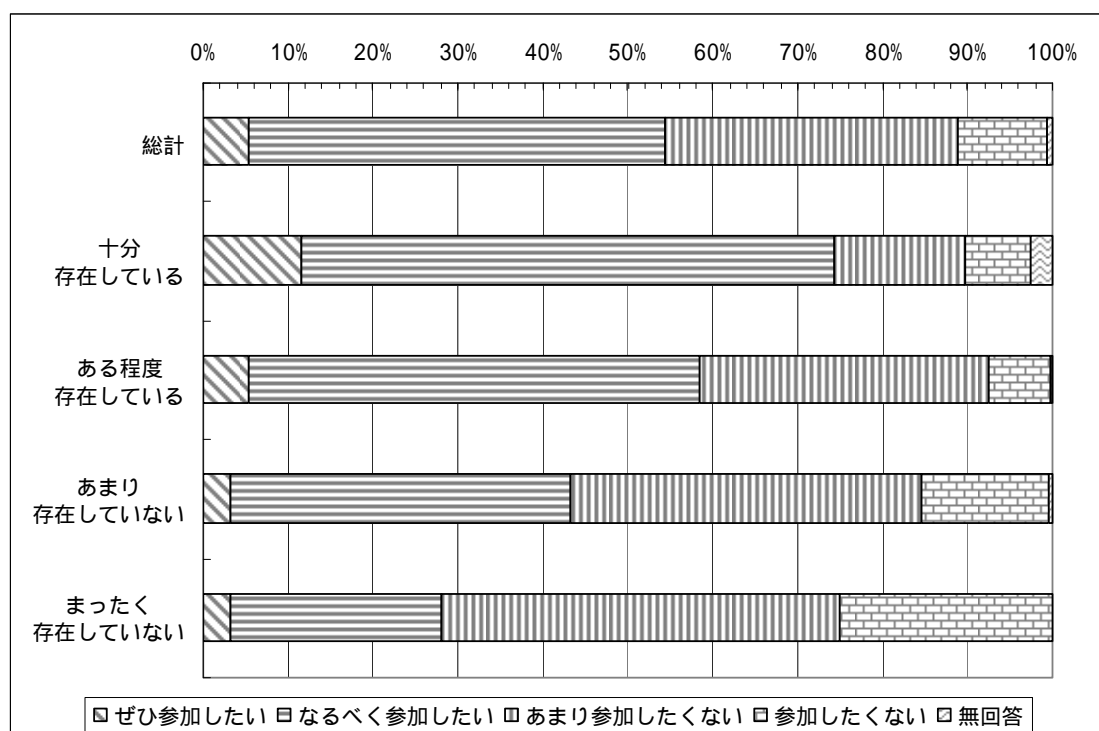
さらに、図6に示すとおり、近所づきあいが活発に行われていると、地域活動に参加しやすい雰囲気が生まれてくる可能性がある。特に、地域活動に参加しやすい雰囲気の存在については、近所づきあいを「まったく行っていない」グループは、「よく行っている」グループの約6分の1に止まっていることから、近所づきあい自体が、地域活動に参加しやすい雰囲気の醸成に関係しているのではないかと考えられる。

また、「近所づきあいを行っている」ことに対して肯定的な項目を選択した割合は、中心市街地で7割程度、住宅地等やその他地域では8割程度と全般的に高くなっており、近所づきあいを行うことに対する地域間の差といったものは比較的少ない傾向である。

(3) 地域の和や結束がある地域は、活動意欲が高いこと

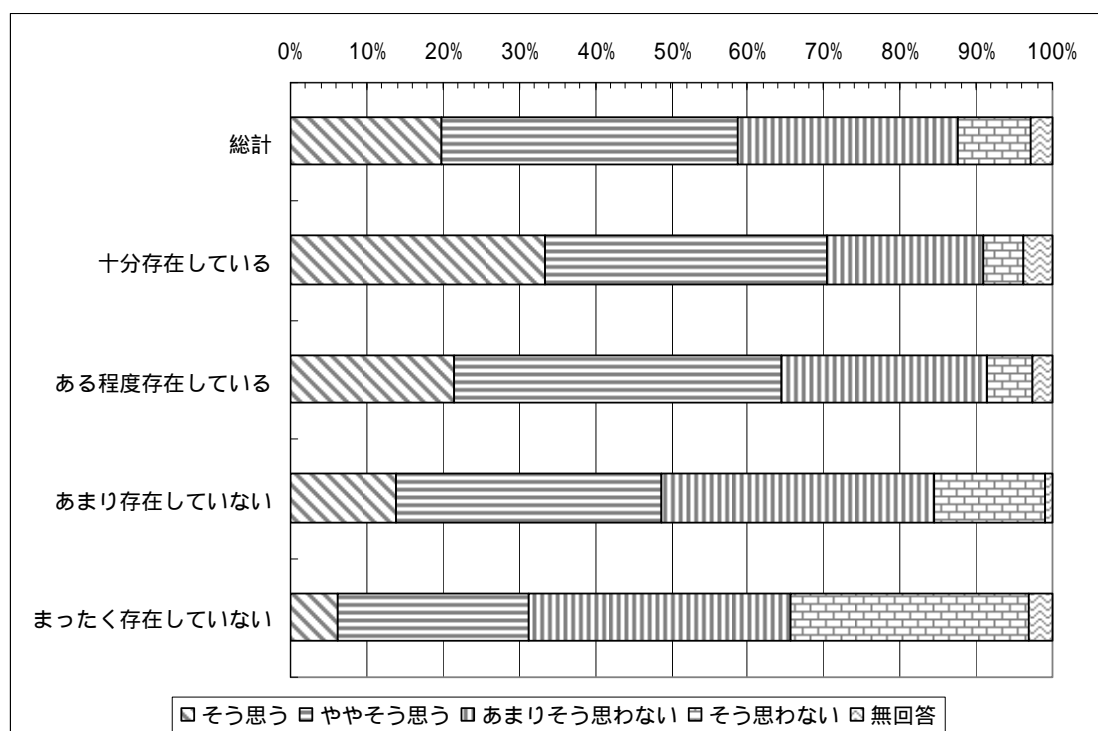
地域内に存在する和や結束といった、いわゆる「結」に該当するものは、地域活動への参加や参加意欲といったものに対して、一定の影響を与えていると考えられるが、その存在状況については、約3分の2の回答者が「十分存在している」あるいは「ある程度存在している」と回答している。

図7 「地域の和や結束が存在しているか」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係



「地域の和や結束が存在しているか」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係のクロス集計では、図7に示すように、地域の和や結束が十分存在している又はある程度存在していると回答したグループは、地域活動に普段から参加したいという意思を有している割合がある程度高い傾向がある。一方、これらの存在に否定的な回答を行ったグループは、普段からの地域活動への参加に否定的な意見が目立っている。特に、「十分存在している」と回答したグループが、地域活動に「ぜひ参加したい」、「なるべく参加したい」と回答した割合が7割以上であったのに対し、「まったく存在していない」と回答したグループは3割弱に止まっているなど、対照的な結果を示している。

図 8 「地域の和や結束が存在しているか」と「地域活動自体に関心がある」の関係



また、「地域の和や結束が存在しているか」と「地域活動自体に関心がある」の関係についてのクロス集計では、図8に示すように「地域の和や結束」が存在していると感じているグループでは、地域活動に対する関心が高い傾向を示しており、地域の和や結束といったものについては、地域活動に影響を与える要素であるといえる。

近所づきあいや地域の和・結束、地域での絆などは、いわゆるソーシャル・キャピタル（社会関係資本）であるとされるが、今回の調査結果からも、盛岡市においてもこのソーシャル・キャピタルの蓄積がある地域ほど、地域活動を活発に行うことができる可能性が高いと考えられる。したがって、ソーシャル・キャピタルを地域に育てていくことは、市民の自発的な地域での活動を促し、その活動が信頼・互酬性・ネットワークといった要素をさらに育むといった良い循環が構築されていくものと考えられる。

なお、地域の和や結束の存在に対する肯定的な項目を選択した割合は、中心市街地と住宅地では60%程度、その他地域では75%となっており、地域間で若干差がみられる。

(4) 地域活動の必要性の認識と積極的参加との関係について

今回の調査では、地域活動の必要性については、ほぼ9割の回答者がその必要性を認めており、必要性は幅広く市民に認知されていると考えられる。

一方で、地域活動の必要性は認めつつも、「普段から地域活動に参加したいと思うか」との設問に対しては、否定的項目を選択する傾向がみられる。

さらに、「地域活動に積極的に参加したいか」といった、より積極的な参加意思を尋ねると、否定的な割合は上昇し、過半数を超える結果となった。

以上の結果から、「地域活動が必要である」という意識と、実際に「参加する」といった行動とが合致していない(できない)ことには、何らかの理由が存在しているものと推察される。

これまでのアンケート調査の傾向・分析等から、これらの理由としては、地域活動の内容を知らないため、参加へのきっかけが存在しないこと、期待した役割と地域活動の分野が異なっていること、といったことが考えられる。

地域活動の内容を知らないため、参加へのきっかけが存在しないこと
まず、地域における活動の情報が、十分認知されているかどうかという点が重要である。仮に地域で魅力的な活動を行っていたとしても、そのこと自体を認知できなければ、参加すること自体が困難となってしまう可能性が高い。地域住民のニーズに合致して、参加したいと考える活動内容であったとしても、それ自体が認知されていなければ、活動への参加への誘因とは成り難いからである。

地域情報を目にする機会としては、全体の約7割が「大いにある」「ある程度ある」と回答しているが、20～30歳代では「あまりない」「まったくない」と回答した割合が、20歳代では約5割、30歳代では約4割半ばとなっており、この「地域情報を目にしていないこと」が、地域活動に対する参加に影響を与えている可能性がある。

また、地域間の状況では、「大いにある」「ある程度ある」といった肯定的な項目を選択した割合が中心市街地が3分の1程度だったものが、住宅地では4分の3程度に、その他地域では5分の4程度に上昇しており、地域での差が見受けられる。

図9 「地域活動の情報を目にする機会」と「1年以内の地域活動への参加状況」のうち、「地域活動に参加していない」と回答した回答者との関係

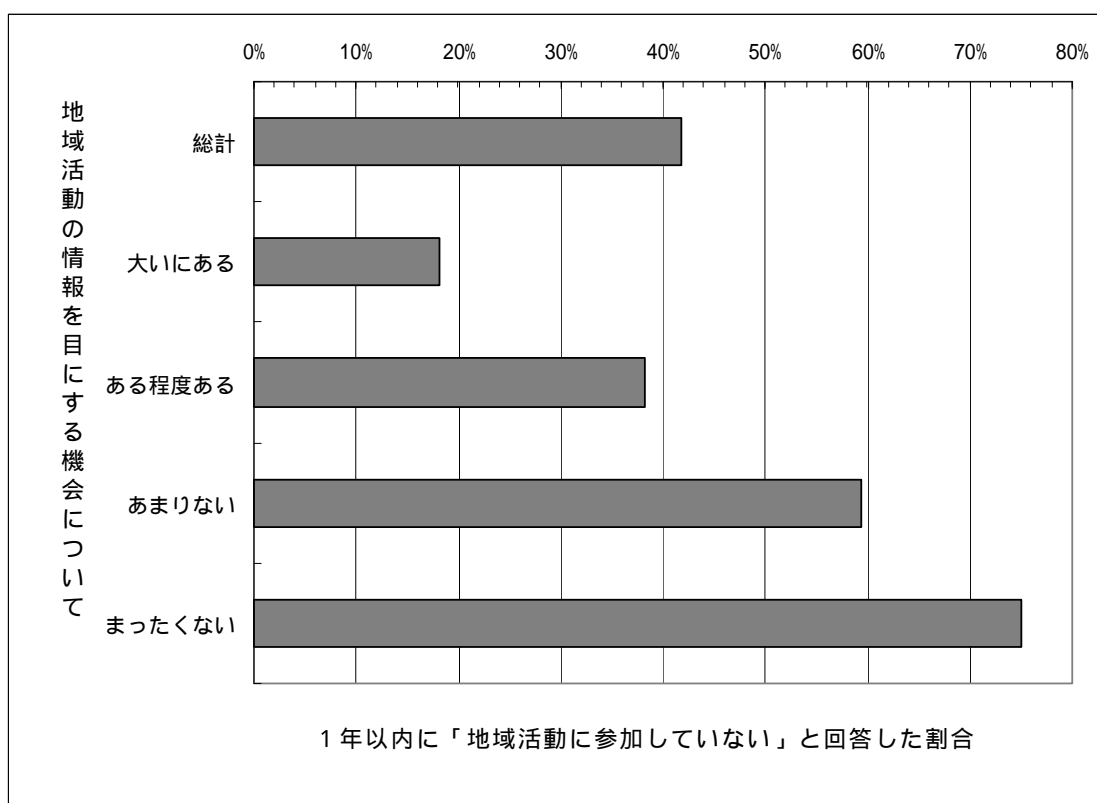


図9は、「地域活動の情報を目にする機会」と「1年以内の地域活動への参加状況」のうち、「地域活動に参加していない」と回答した回答者との関係について、クロス集計を行ったものであるが、地域活動の情報を目にする機会が「大いに」と回答したグループでは、1年以内に地域活動に参加していない割合が2割未満であったのに対し、「まったく」と回答したグループでは、7割以上が参加していないという結果となった。

このことから、地域活動へ参加を促進するためには、活動内容が幅広い層に知られる工夫が必要である。

期待した役割と地域活動の分野が異なっていること

地域活動に期待する役割について、今回の調査からは、「災害等に備えた自主防災」「世代を超えた地域住民相互の親睦（世代間交流）」「地域住民の相互扶助」「快適な居住空間の確保のための環境美化」を挙げた回答者が多くみられた。これらの項目は、どの年代においても期待されている内容であった。

表 3 参加したいと思う地域活動について（年代別上位5項目）

総計		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70～79歳	
項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合
防 災	38.4%	地域でのお祭り	45.9%	地域でのお祭り	47.0%	防 災	40.6%	防 災	41.2%	地域の公園等の清掃	41.5%	健康相談・健康教室	40.0%
地域の公園等の清掃	33.4%	防 災	27.9%	防 災	45.0%	集団資源回収	35.6%	地域の公園等の清掃	38.6%	防 災	39.5%	地域の公園等の清掃	37.4%
地域でのお祭り	32.6%	運動会やスポーツ大会	27.9%	育児、子育て支援	42.0%	地域でのお祭り	31.7%	集団資源回収	38.6%	集団資源回収	31.3%	旅行	33.0%
集団資源回収	32.5%	育児、子育て支援	27.9%	子ども会	35.0%	地域の公園等の清掃	30.7%	地域でのお祭り	35.3%	健康相談・健康教室	30.6%	敬老会	32.2%
健康相談・健康教室	25.6%	集団資源回収	26.2%	防犯パトロール、子どもの見守り	30.0%	除 雪	27.7%	高齢者、障がい者の支援	34.0%	花壇の整備等環境保全	30.6%	防 災	31.3%

表 4 参加したいと思う地域活動について（3区分地域別上位5項目）

総計		中心市街地		住宅地等		その他	
項目	割合	項目	割合	項目	割合	項目	割合
防 災	38.4%	防 災	39.5%	防 災	42.6%	地域の公園等の清掃	35.9%
地域の公園等の清掃	33.4%	地域でのお祭り	33.2%	地域の公園等の清掃	38.4%	地域でのお祭り	34.5%
地域でのお祭り	32.6%	集団資源回収	28.2%	集団資源回収	36.3%	防 災	32.7%
集団資源回収	32.5%	高齢者、障がい者の支援	26.8%	地域でのお祭り	30.4%	集団資源回収	32.7%
健康相談・健康教室	25.6%	地域の公園等の清掃	25.0%	健康相談・健康教室	27.4%	健康相談・健康教室	28.2%

一方、地域活動に参加したい分野の活動については、表3に示すとおり、年代間で差異がみられた。全体的には「防災」「地域の公園等の清掃」「地域でのお祭り」といった項目が上位を占めているが、年代別にみると、20～30歳代、40～50歳代、60歳代、70歳代といった各世代ごとに、参加したい活動分野は相当異なっている傾向がある。

また、3地域区分ごとの結果においては、表4に示すとおり、若干地域差が生じており、地域によって参加したい活動が異なっていると考えられる。

昨年度の町内会・自治会等の地縁団体に対するアンケート調査において、地縁団体の活動で特に重点を置いているものを3項目選択する設問を設けているが、表5に示すとおりとなっている。

上位5項目では「敬老会」(56.2%)、「夏祭りなどのお祭り」(39.3%)、「一斉清掃活動・公園の管理」(39.3%)、「資源集団回収」(34.5%)、「運動会や地域全体のスポーツ大会」(32.8%)となっている。

表5 地縁団体の活動で特に重点をおいているもの [3つまで選択]

項目	割合
敬老会	56.2%
文化祭, 作品展, お茶会	8.3%
運動会や地域全体でのスポーツ大会	32.8%
夏祭りなどのお祭り	39.3%
芸能祭・演芸会	2.4%
町内会員の研修会・講演会	6.9%
児童生徒の健全育成や世代間交流	23.8%
交通安全活動	3.8%
資源集団回収	34.5%
一斉清掃活動・公園の管理	39.3%
防犯・防災の自主活動	9.7%
高齢者・障がい者への支援活動	3.4%
総会や班長会議の運営	17.6%
除雪活動	4.5%
住民参画による町内会・コミュニティの活性化	4.5%
その他	1.0%
無回答	2.4%

(平成20年度盛岡市まちづくり研究所研究報告書 個別研究13頁から引用)

昨年度のアンケート調査結果と今年度の調査結果を踏まえると、特に30歳代を中心として、参加したいと思われる地域活動と、地縁団体が重点を

置いている活動との間にずれが見られる。

また、地域活動に期待する役割の内容に対しても、親睦機能の活動はある程度見られるものの、共助機能に関する活動の少なさが目立っている。

これらの結果からは、地域活動の必要性や期待する役割については各年代とも共通しつつも、一方で年代別のニーズの把握が不足したまま活動が行われているため、若年者を中心として、地域活動の内容に対する魅力が少ないと感じているのではないかと推察する。

特に、昨年調査では、地縁団体からは、若年者の地域活動への参加を求める声強いが、今回のアンケート結果からは、若年者が必要としている又は参加したいと思わせる活動が提供されていないといった可能性が存在しているのではないかと考えられる。

したがって、幅広い年代の地域活動への参加を促進するためには、地域活動に期待する役割は共通していることを前提としつつ、年代別のニーズを十分に把握して、適宜活動内容を見直ししていくことが有効である。

(5) 地域活動に参加しやすい雰囲気に参加促進に対して影響が大きいこと

「地域活動に参加しやすい雰囲気」の必要性については、表6に示すとおり、昨年度の研究においても（地域活動の参加促進のため）取り組む必要性のあることの選択肢で最も選択された割合が高くなっており、その必要性は市民、地縁団体などの共通理解として認知されていると考えられる。

表6 地域活動への参加促進のために取り組む必要があること [2つまで選択]

選択項目	市民意識調査			地縁団体調査	NPO・市民団体調査
	総計	日常的に活動参加	日常的に活動不参加		
若者の参加	27.9%	(31.2%)	(23.8%)	53.1%	16.9%
誰もが参加しやすい雰囲気づくり	67.5%	(68.6%)	(66.3%)	56.6%	62.7%
魅力的な活動内容	35.9%	(36.7%)	(35.4%)	39.0%	37.3%
NPO（特定非営利活動法人）等の活動目的をもった市民団体との連携	8.6%	(7.8%)	(9.6%)	3.1%	15.3%
地域が抱える問題を地域が解決できる仕組みづくり	28.2%	(30.7%)	(25.1%)	27.6%	45.8%
その他	3.4%	(3.3%)	(3.4%)	3.8%	5.1%
地域活動の必要性は低い	5.9%	(3.1%)	(9.1%)	5.5%	3.4%
無回答	2.7%	(2.4%)	(2.5%)	2.4%	-

（平成20年度盛岡市まちづくり研究所研究報告書 個別研究22頁から引用）

今回の市民意識調査においては、地域活動に参加しやすい雰囲気の有無とその雰囲気が地域活動への参加意識や行動に対する影響を調査している。結果としては、図10、図11（24頁に掲載）に示すとおり、地域活動に参加しやすい雰囲気の存在を肯定している場合には、参加意識や活動への参加・関心、行動についても肯定的な内容を選択している傾向が見られる。一方で、参加できる雰囲気の存在に否定的な場合には、参加意識等も低い傾向を示している。

特に、表7に示すとおり、1年以内に地域活動に参加していないと回答した割合が、地域活動に参加する雰囲気が「大いにある」を選択した回答者では2割程度だったのに対し、「まったくない」を選択した回答者にとっては6割以上に上っている。この項目以外においても、「（地域活動に参加しやすい雰囲気が）まったくない」を選択した場合には、全般的に活動への参加の割合が低くなる傾向があり、大きな差となって表れている。

これらの結果から、地域活動を促進するためには地域活動に参加できる雰囲気を醸成することが必要であることがわかる。

表 7 「地域活動に参加しやすい雰囲気」の存在」と「1年以内の地域活動への参加状況」
の関係

選択項目		総計	大いに ある	ある程度 ある	あまり ない	まったく ない	わからな い	無回答
防犯活動	人数	34	3	16	6	4	4	1
	割合	2.9%	6.3%	5.7%	3.4%	9.8%	3.3%	14.3%
清掃活動	人数	226	27	130	52	7	7	3
	割合	19.0%	56.3%	45.9%	29.4%	17.1%	5.7%	42.9%
福祉活動	人数	36	5	20	9	0	2	0
	割合	3.0%	10.4%	7.1%	5.1%	0.0%	1.6%	0.0%
緑化活動	人数	88	11	57	16	2	2	0
	割合	7.4%	22.9%	20.1%	9.0%	4.9%	1.6%	0.0%
教育活動	人数	90	10	49	18	3	10	0
	割合	7.6%	20.8%	17.3%	10.2%	7.3%	8.2%	0.0%
体育・芸 術文化活 動	人数	80	12	43	19	5	1	0
	割合	6.7%	25.0%	15.2%	10.7%	12.2%	0.8%	0.0%
親睦活動	人数	165	27	100	28	2	7	1
	割合	13.9%	56.3%	35.3%	15.8%	4.9%	5.7%	14.3%
保健活動	人数	45	4	25	11	4	1	0
	割合	3.8%	8.3%	8.8%	6.2%	9.8%	0.8%	0.0%
除雪活動	人数	77	7	44	20	4	2	0
	割合	6.5%	14.6%	15.5%	11.3%	9.8%	1.6%	0.0%
災害予防 活動	人数	37	7	19	7	2	2	0
	割合	3.1%	14.6%	6.7%	4.0%	4.9%	1.6%	0.0%
その他	人数	21	1	12	6	2	0	0
	割合	1.8%	2.1%	4.2%	3.4%	4.9%	0.0%	0.0%
参加して いない	人数	283	9	75	78	25	93	3
	割合	23.8%	18.8%	26.5%	44.1%	61.0%	76.2%	42.9%
無回答	人数	6	0	2	2	0	2	0
	割合	0.5%	0.0%	0.7%	1.1%	0.0%	1.6%	0.0%

図 10 「地域活動に参加しやすい雰囲気」の存在」と「普段から地域活動に参加したいと思うか」の関係

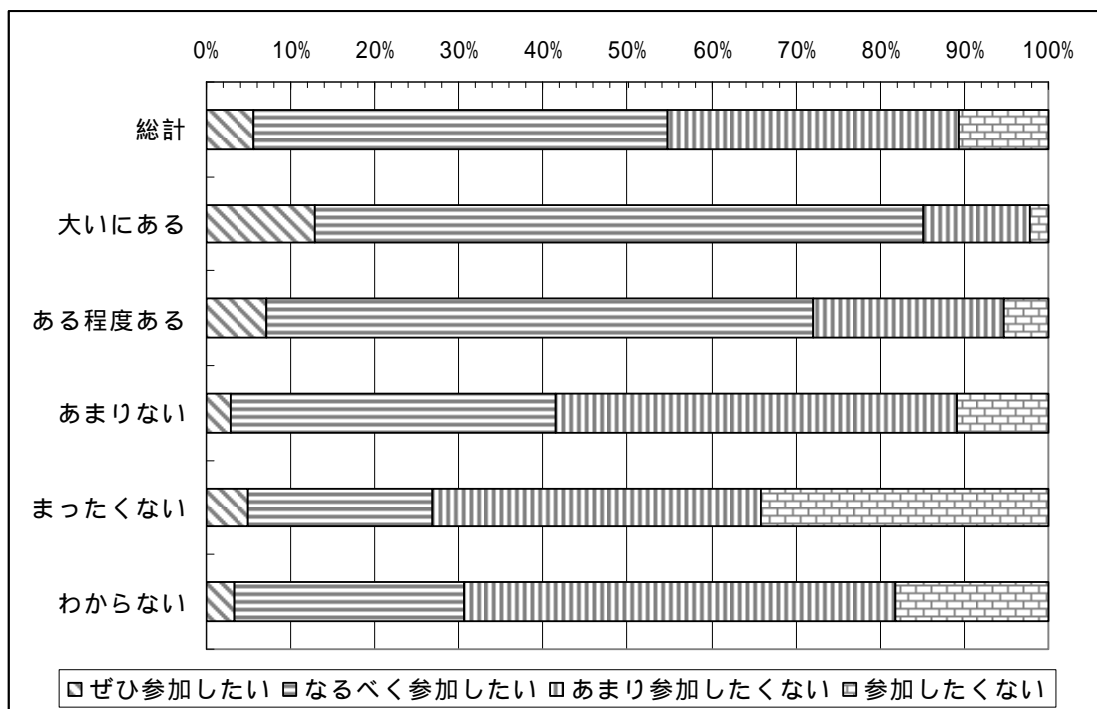
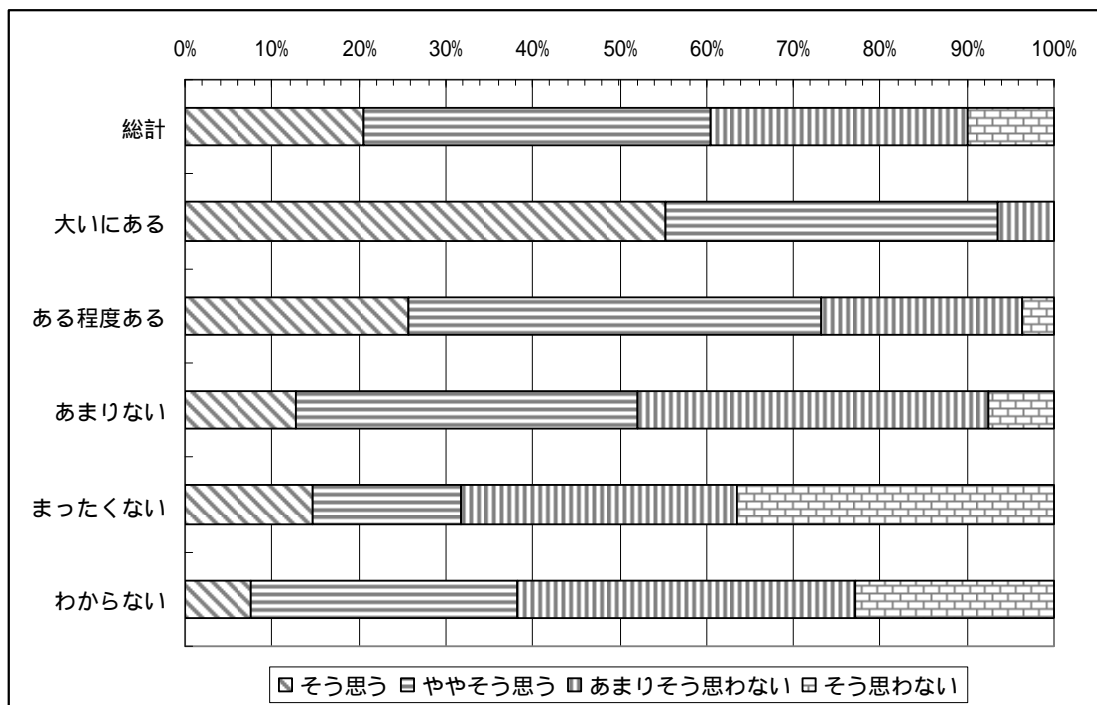
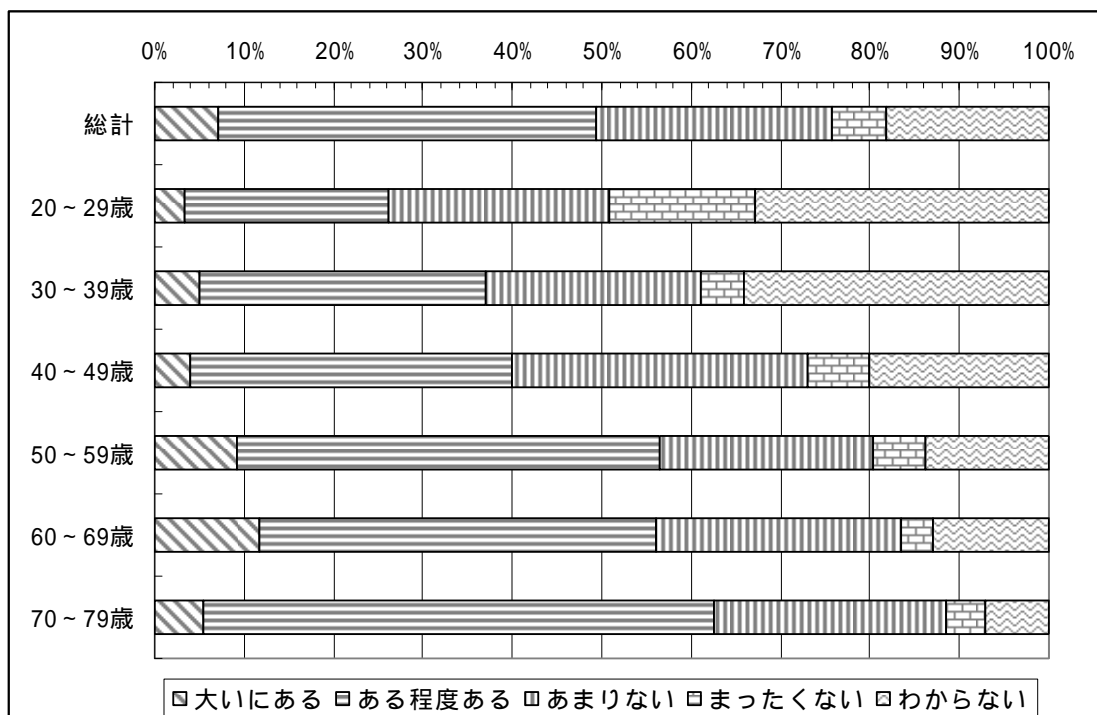


図 11 「地域活動に参加しやすい雰囲気」と「地域活動自体に関心がある」の関係



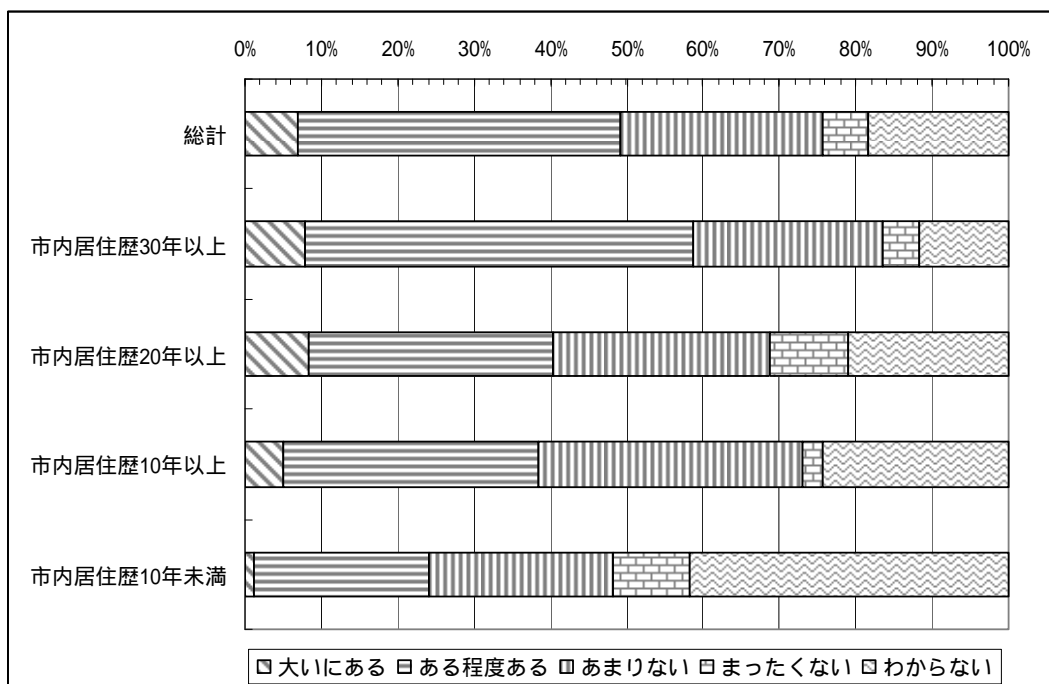
また、年代別にみると、地域活動に参加しやすい雰囲気については、図12に示すとおり、高齢化するにつれて上昇している。これは、一般的に若年者と比較して、高齢化するにつれて現在の居住地への居住期間が長期となる傾向があり、このことが「地域の人を知る」「地域活動の内容を知っている」など参加を促進する要因となっている。

図 12 「地域活動に参加しやすい雰囲気」と「年齢」の関係



さらに、市内への居住歴では、図13に示すとおり、居住歴の長短が地域活動に参加しやすい雰囲気の有無に影響を及ぼしていると考えられる。市内への居住歴が30年以上の場合には、参加しやすい雰囲気の存在には比較的肯定的な意見が多いが、10年未満の場合には比較的否定的な意見が多いという傾向にある。

図 13 「地域活動に参加しやすい雰囲気」と「盛岡市への居住年数」の関係



3 調査のまとめ～盛岡市の地域コミュニティの現状

以上の市民意識調査の結果に基づき、盛岡市の地域コミュニティの現状は、次のような状況であると考えられる。

地域活動に対する関心を持つ市民は、ある程度の割合で存在すること

「地域活動自体に関心がある」との設問で、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合が約6割となっている。ただし、20～40歳代では、この割合が低くなっている。

地域活動の必要性については、相当多数の市民が認めていること

「地域での活動は必要なものである」との設問で、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合が約9割となっている。年代別についても結果に大きな差は認められない。

しかしながら、参加したいと思う活動が少なく、現段階では積極的に地域活動に参加しようとする意欲が生じていないこと

「地域活動に参加したい分野の活動がある」と「地域活動に積極的に参加したい」との設問で、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した割合がそれぞれ5割以上となっている。特に、20～40歳代では、この割合が高くなっている。

地域活動の情報についてはある程度目にしてはいるものの、具体的な活動内容については十分認知されていないこと

「地域活動の情報を目にする機会について」の設問で「大いにある」「ある程度ある」と回答した割合が約7割となっている。一方で、「地域活動の内容を知っている」との設問で、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は、5割未満となっている。

現在居住している地域への愛着を感じており、地域自体を良くしていこうという意識は高い

「居住中の町内に今後も住みたいか」の設問で、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合が8割以上となっている。年代別についても結果に大きな差は認められないが、居住期間が10年未満の回答者にあつては、約3分の2にとどまっている。

また、「地域づくり計画の必要性について」の設問では、「必要である」「ある程度必要である」と回答した割合が8割を超えており、地域を良くしていこうとする意識は、非常に高いものとなっている。

地域活動に期待している役割は、親睦と共助であること

「地域活動に期待する役割について」の設問で、高い割合を示したものは「世代間を超えた地域住民相互の親睦(世代間交流)」「災害等に備えた自主防災」「地域住民の相互扶助」「快適な居住空間の確保のための環境美化」といった項目であり、地域社会が持つとされる「親睦と共助」が、盛岡市においても地域活動に期待されていることが明確となっている。

市民が参加したい活動は年代によって異なり、現状では(特に若年者にとって)参加意欲を引き出す活動内容となっていない可能性があること

「参加したいと思う地域活動について」の設問では、年代別によって参加したいと思われる活動が大きく異なっている。特に、若年層にとっては、中高年層との間で差が生じており、地域活動へのニーズが異なっていることが明らかとなった。一方、表5(20頁)では、町内会等が重点を置く活動を示しているが、ここでも若年層が参加したい活動との差が明らかとなっている。

活動に参加するきっかけを大切にすることが必要であること

「年代別1年以内の地域活動への参加状況」の設問で、30歳代から地域活動への不参加割合が大幅に低下し、40歳代で最も低下する傾向が見受けられる。30歳代で地域活動に参加するきっかけとしては、子ども会の存在が考えられるが、この機会が地域活動自体へのイメージに大きな影響を与えているのではないかと考えられることから、新たな参加者を大切にすることや、参加しやすい雰囲気と参加したい活動を用意しておくことが必要である。

参加しやすい雰囲気づくりが大切なこと

地域活動に参加しやすい雰囲気と参加意欲とは、密接な関わりがあると考えられる。特に、地域活動に参加しやすい雰囲気については、若年者や市内への居住歴が10年未満の場合には、その存在に否定的な傾向が見受けられることから、これらの対象者に対して参加意欲を引き出す雰囲気づくりも有効である。

Ⅲ 他都市の取組について

次に、全国的に自治・協働に関するさまざまな取組が行われているが、地域自治に関して先進的な取組等を実施している大阪府池田市、宮崎県宮崎市、福岡県福津市の取組状況を紹介する。

1 地域分権と予算提案権について(大阪府池田市)

(1) 地域分権の経過

池田市においては、平成18年以降に「地域分権」の取組を進めてきている。

同市が掲げる「地域分権」とは、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合言葉に、皆さんが自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする分権型社会の最終目標を掲げた制度」（池田市ホームページから引用）である。

池田市が特に地域分権を進めた理由としては、マニフェストに「地域分権条例制定」を掲げた市長が平成19年4月の選挙で4期目に当選したことが挙げられる。

同市では、同年6月の市議会において、「池田市地域分権の推進に関する条例」が全会一致で可決され、非常に短時間での条例制定となった。

条例制定後、約2か月で市民に対して地域説明会の開催や、各地区の活動母体となる「地域コミュニティ推進協議会」の設立に向けた準備委員の公募、地域サポーター職員の公募などを行った。

地域コミュニティ推進協議会は、市内に11ある小学校の校区を単位として設立されている。これは、地域分権が地域に密着した取組を進めるために、適切な規模であるという判断のもとに小学校区としているものである。

同市としては、数地区でコミュニティ推進協議会が設立されることを想定し、3～4年をかけて全ての地区での設立に至ることを想定していたが、結果としては初年度に全地区で協議会が設立された。

その後、各協議会では予算提案に向けた議論を行い、全地区から予算提案が提出され、議会の審議を経て、実施に至っている。

なお、推進協議会の設立に当たっては、市としては準備委員会等に会則のモデルケース等を示したが、基本的には各地区の議論に基づき会則等は定められたものであり、画一的なものにはなっていない。

協議会に対しては、役員の固定化を防ぐために役員の任期を2期4年ま

でに限定してもらうこととしている。

(2) 池田市の地域分権と予算提案権

池田市の掲げる地域分権の主な内容は、各地区での予算提案権と予算執行権の2つである。

このうち、予算提案権については、歳入のうち市民税相当額約70億円の1%相当額である約7,000万円について、各地域に配分している。

この予算提案については、市の予算科目に沿って提案をしてもらうこととしている。しかし、市民にとって自治体の予算科目は馴染みがないことから、地域サポーター職員が予算作成に関与して作成している。

市の予算科目に合わせた提案を求めている理由としては、市の予算制度に対する市民の理解を深めることや、公費の執行であることを十分認識してもらうことである。

(3) 予算提案権により提案された事業の概要とその成果

提案のあった予算の多くは、防犯・自主防災などの安全・安心分野であったが、特に街路灯の強化学業に多くの地区から提案があった。それまで、池田市では一定の基準を設けて街路灯の設置事業を行っていたが、地域主体の整備が行われた結果、従来では市が設置することが困難な私道への設置が進むなどの成果が表れている。

なお、お祭り等のコミュニティ振興事業に対する支援に対しては、3年間という期間を設けて交付することとしている。

また、初年度には、ある地区から自主防災組織の設立に関する事業が提案された。内容は防災施設等の視察であり、議会からは「物見遊山」ではないかとの指摘があったが、市としては予算執行を認めた。結果としては、当該地区では全く存在しなかった自主防災組織が、事業の実施後には4団体組織され、訓練等も熱心に行われており、一定の成果を上げている。

さらに、活動の活発な地区では、市の指名業者の登録を行い、市から業務の発注を受けるなど、コミュニティビジネスに積極的に取り組み、収益を上げて活動に還元しているところもある。

(4) 活動の振り返り

池田市では、この地域分権制度により地区単位で行った事業について、それぞれの地区ごとに自己評価を行い、市に対して提出することとしてい

る。これは、地域での振り返りを通じて事業の改善を進めてもらうことを目的としている。

同市は、この自己評価に対する評価を行い、議会に対して報告するとともに、公表することとしている。議会に対して報告するのは、議会においても事業の効果等について評価していただくとともに、この振り返りを通じて次年度以降の事業の改善を図ることを目的としている。

(5) 地域別構想等の策定

現在の地域分権の取組では、まだ地域別構想に基づいた事業展開というところには至っていない。これから2～3年をかけて徐々に取り組んでいきたいとは考えているが、一部の地域では先取りして、地域づくりに取組始めたケースもある。

池田市北部地域の一部地区では、地域のあるべき姿について議論し、大阪大学の教員とともに観光振興構想の策定に関する取組を始めているほか、大阪大学と関西学院大学の学生が地域の活動に参加するなどの動きが見られる。

また、各地区の協議会の会長が集まる会議で活動情報の共有を進めており、このことによって、地区ごとに(いい意味での)競争が起きれば良いと考えている。

2 地域自治制度と地域コミュニティ税（宮崎県宮崎市）

(1) 地域自治区等の導入の背景について

宮崎市において、地域自治区導入の直接的なきっかけとなったのは、近接する3町との合併である。同市では、平成12年頃から、「支所の見直し検討会」において地域自治と地域支援の検討を進めてきていたが、平成15年の第27次地方制度調査会の答申において「地域自治組織制度」が盛り込まれたことや、これに伴う地方自治法の改正があり、最終的に合併前の3町には合併特例区を、旧宮崎市域には15の地域自治区（現在は16地域自治区）を設置することとなった。

なお、合併特例区は設置期限経過後は、一般制度の地域自治区への移行を予定している。

また、地域自治区に設置されている地域協議会の委員については、基本的には団体からの推薦に基づくもので、公募委員は1割程度となっている。

同市において、地域協議会に対する諮問事項は極めて例外的で、地域協議会の議論は、地域課題の解決に向けた内容が主となっている。

(2) 宮崎市の地域コミュニティ等の現状について

宮崎市では、自治会が701団体、また、自治公民館が435館あるが、自治会への加入率がここ数年で10%以上低下し、昨年10月の自治会加入率は62.8%となっている。原因としては、マンションや共同住宅の加入率が低迷していることが挙げられる。

一方、NHKの行ったアンケート結果によれば、宮崎市民のボランティア意識は全国と比較しても相当高いことから、同市では「九州一のボランティア都市」を目標に掲げ、市民活動保険の制度を設けているほか、市民活動センターを設置するなどの取組を行っている。

(3) 地域自治区事務所の状況について

各地域自治区に設置されている事務所には、所長（部付主幹＝課長級）と主査の職員2名及び嘱託職員が配置されている。地域事務所の規模によっては所長及び嘱託職員といったケースもある。

従来の支所は地域センターや地域事務所として、合併前の旧3町の庁舎は総合支所として活用されている。

なお、宮崎市では、中学校区単位に地域自治区を設置しているが、これ

は事務所に職員を配置する関係上、多額の人件費が生じることから、(理想としては小学校区が望ましいが) 現行の区域を選択したものである。

(4) 地域コミュニティ税について

宮崎市では、平成21年度から地域コミュニティ税の徴収を行っている。個人市民税の均等割が課税されている市民が対象で、税額は一人当たり年額 500円となっている。税收規模は約 8,000万円を見込んでいる。これは地域自治区・合併特例区での地域課題の解決に取り組む場合の経費に充てるものである。交付先としては、地域自治区ごとに設置される地域まちづくり推進委員会で、地域協議会と連携して、地域課題の解決に向けた取組を進める組織である。

税額を決定するにあたっては、各地域から地域での課題を提出してもらい、そのなかで市全域で共通している防犯灯の維持管理や子育て支援、地域での清掃など環境美化といった、課題の解決に要する経費を見積した上で、一人当たり年額 500円としたものである。

市民や議会等からは、「増税ありきではなく、市が行財政改革により捻出すべきだ。」という意見も寄せられたが、同市としては、地域コミュニティ税に相当する額の捻出は可能ではあったが、この地域コミュニティ税は、全額地域に還元されるものであることや、地域コミュニティ税として 500円を納付することで、税の用途や地域に対する関心を喚起する契機とし、これからの地域での取組に結び付けていきたいという考えから、新たに徴収することとしたものである。したがって、財源不足による徴収ということではなく、地域に対する市民の関心を高めるといふ部分に重きを置いているといえる。

なお、地域コミュニティ税は、一旦基金として積み立てられ、そこから各地域に対して地域コミュニティ活動交付金として配分されることとなっている。

(5) 地域まちづくり推進委員会

地域コミュニティ税交付先である地域まちづくり推進委員会は、各団体を通じた募集と公募により構成されている。

地域づくり推進委員会を効果的に運営するため、同市では効果的な会議の進め方等についての研修も行っている。

また、地域まちづくり推進委員会は、地域協議会と一体となって事業を

進めることとしているが、地域コミュニティ活動交付金の交付申請に当たっては、推進委員会は地域協議会に対して事業計画を示し、地域協議会は意見を述べることとなる。このため、推進委員会が地域住民の意思からかけ離れた事業計画を作成したとしても、地域協議会の審議を経なければならず、修正が行われることとなる。

(6) 地域コーディネーター等の配置について

各地域の課題解決に向けた取組の支援等を目的に、地域コーディネーターを各地域事務所に2名ずつ配置している。

この地域コーディネーターは、地域活動の経験者を充てることとしており、市の非常勤職員として任用している。

また、職員の公募によるまちづくりサポーターとして、職員が延べ120名がボランティアとして、自分の居住地域を中心として地域活動のサポートに当たっている。内容としては、基本的に推進委員会が行う活動に参加することであるが、職員によっては個人としての立場で、委員会の業務を担っている場合もある。

(7) 自治会と推進委員会の関係について

宮崎市では、これまで自治会に対してかなりの額の補助金を支出してきている。旧宮崎市域と合併した3町では若干制度が異なっているが、市全体としては約3億5～6千万円の額を補助している。

ただ、自治会向けの補助金制度については、一部を除き、原則としてそのまま継続する予定である。これは、地域づくり推進委員会が担う役割と、自治会が担う役割は異なっていると考えているからである。

なお、同市においても、自治会と学区やその他の団体の区域割りは異なっている現状である。

(8) 地域づくり計画等の策定について

宮崎市においても、現段階では各地域自治区ごとの地域づくり計画等については定めていない。

また、地域コミュニティ活動支援交付金の使途についても、長期的な計画に基づいているものではない。しかし、将来的には地域ごとの計画等を定めて、これに基づいて進めていきたいという意向は有している。

3 地域づくり計画と総合計画について（福岡県福津市）

(1) 総合計画と地域づくり計画について

福津市は、平成17年1月に福間町、津屋崎町という2町が合併（対等合併）し、現在の福津市となっている。同市では合併に伴い、新たな総合計画を平成17～18年度に策定することとしていたが、これに先行して地域づくり計画を8小学校区で策定することとした。

地域づくり計画策定に当たっては、小学校区毎に市民会議を設置し、ワークショップ等を通じて地域課題の抽出等を実施している。

なお、この地域づくり計画は市が主導しているが、市民と地域担当職員等の参加の下に策定されている。

一方、総合計画は、この地域づくり計画をベースに策定作業を行ったものであるが、総合計画と地域づくり計画との連携については、必ずしも機能しているとは言い切れない部分もあり、改善の余地を残している。

(2) 福津市のコミュニティの状況について

福津市では、自治会の加入率が、地域によって大きく異なる。福間駅周辺の自治会は、マンション等の建設が進み、他市・他地域から転入してきた住民が増加した結果、自治会に加入しない世帯が増えてきているため、5割から7割程度になりつつある。一方、神興地区は、9割以上の加入率となっており、他地域から転入した市民を含めて、地域の結束も固いという現状があり、地域差が存在している。

自治会を所管する担当課においては、全市的に見れば、9割程度の加入があるのではないかと判断している。

(3) 郷づくり支援事業について

福津市では、小学校区単位で作成した地域づくり計画に基づき、地域づくり活動を行っているが、これを「郷づくり」と呼んでおり、これまでの行政区・自治会ごとのまちづくりから、小学校区単位のまちづくりという方向としている。

郷づくりについては、合併前の平成14年から18年までの5年間、旧福間町において「わがまちづくり支援事業」として取り組まれていたが、津屋崎町は、同様の事業を実施していなかった。

これを平成19年度から発展的に同市全体に広げた事業が「郷づくり支援

事業」である。

郷づくり支援事業の実施に当たっては、地区毎に郷づくり推進協議会を立ち上げ、市民公募を行ってメンバーを集めた。

しかし、福間地区では公募で集まらず、結果的に1行政区(=自治会)から5人を選出してもらい、子育て、福祉、環境景観、安全安心、広報の5部会にそれぞれ参加してもらい、活動を進めたという一方、神興地区のように公募のみでメンバーが集まり、自治会とは一線を画して活動している地域もあった。

地区にもよるが、郷づくり推進協議会を構成するメンバーは、自治会、シニアクラブ、民生委員、行政区長、子ども会等となっている。

(4) 郷づくり支援事業における財政的支援について

郷づくり支援事業に対する福津市の財政的支援であるが、現在、郷づくり推進協議会ごとに年額200万円以内の額を交付金(補助金)として交付している。これは平成14年からスタートした旧福間町の事業と同額である。

補助対象経費は、基本的に郷づくり推進事業に要する経費として、総合補助金的な性格を有している。

一方、自治会に対する補助金制度は、従来のように担当課ごとの個別補助金となっている。

このため、自治会の個別補助金とは異なっていることから、郷づくりにおいては、今までになかった新たな活動が生まれてきている。

また、地域によっては上限額を超える事業をもって活動している場合もあり、さらに補助金の増額について求める意見も出てきている。同市としては行政区長制度や手当等の見直しによる財源の確保等について検討したいと考えている。

(5) 郷づくりマネージャー及び地域担当職員について

福津市では、行政と地域との調整、コーディネートを行うために、市内4地区に郷づくりマネージャーを1名ずつ配置している。

このマネージャーは、市の職員(再任用職員)であり、週3日は各郷づくり推進協議会の事務所に勤務し地域との窓口として活動し、週1日は郷づくり支援室勤務でミーティングを行っている。

残る4地区には、郷づくり支援室の担当職員がそれぞれの地区の支援業務に当たっている。

また、地域担当職員制度も導入している。これは、部課長が全員、いずれかの小学校区単位の地区を担当するというものであり、1地区当たり5人程度が配置されている。

しかし、配置される職員が部課長となっているため、若手が欲しいという地域の意見もあり、今後の検討課題となっている。

(6) 今後の課題等について

福津市では、郷づくりを進めているが、地域要望や提案を踏まえつつ、今後は次の段階に進めていく必要があると認識している。それは、郷づくり推進協議会と自治会との役割分担の整理や、郷づくり推進協議会で事業に対する優先順位をつけていくことなどである。

これらを通じて、より一層地域自治を確立するようにしていきたいと考えている。

これまでは、住民からも陳情型の要望が多かったが、本事業を進めていく中で、流れが変わってきているのも事実である。地区によっては、学校との連携による川の清掃に取り組んだり、地域にある竹を利用した竹灯まつりを企画し、市内全域からの来場者により賑わうなどの成功事例が出てきている。

今後、よりよい活動を進めていくためにも、若い会員をいかに活動に取り込むか、また、これから増加する高齢者のシルバーパワーをどう活動に生かしていくのかが大きな課題となると認識している。

4 各都市の制度等比較

今回、取組の状況を紹介した3都市に係る比較表は、表8に示すとおりである。それぞれの都市において、市町村合併等の都市を取り巻く環境の変化や、地域の特色を踏まえた取組が行われていることがわかる。

表 8 3都市の取組比較表

項目	池田市	宮崎市(中核市)	福津市
人 口	約10万4千人	約37万人	約5万6千人
行政区域面積(平方キロメートル)	22.09	596.80	52.70
5年以内の市町村合併	なし	あり	あり
地域自治区制度の導入	導入予定なし	導入済み (含合併特例区)	導入予定なし
地域づくり計画の策定	なし(検討中)	なし(検討中)	あり
地域づくり組織の設立	あり (地域コミュニティ推進協議会)	あり (地域まちづくり推進委員会)	あり (郷づくり推進協議会)
地域づくり組織設置根拠	条 例	規 則	要 綱
地域づくり組織の単位	小学校区	中学校区+合併 前の町の区域	小学校区
地域づくり組織支援方法	予算提案権	地域コミュニティ活動交付金	郷づくり推進事業交付金
1地区当たり財政支援額	約600~700万円	約420万円	約200万円
総合計画との関係	なし	なし	あり
地域担当職員制の導入	なし (ボランティアとして地域サポーター職員を公募)	なし (ボランティアとして職員の中から「まちづくりサポーター」を公募)	あり (管理職のみ)
支所等の強化	なし	あり	なし
地縁団体加入率	39.4%	62.8%	90%程度

IV 盛岡市における新しい自治・協働の仕組みについて

1 仕組みを機能させるための取組の方向性

次に、平成21年度の調査結果及びこれまでの市民意識調査等の調査結果を踏まえつつ、盛岡市における新しい自治・協働の仕組みを機能させるための取組の方向性について検討する。

(1) 地域に存在する力の結集

これからの地域づくりを進めていくには、市民、町内会・自治会といった地縁団体、NPO・市民団体、事業者、行政といったそれぞれの主体が相互に協力・支援しつつ、それぞれの役割を担っていくことが求められる。

市内には、多種多様な団体・法人や専門家等が存在しており、その持っている情報、技術やノウハウ、ネットワークといったパワーを結集し、地域の理想像を実現するための取組を進めていくことが必要である。

特に、これまでは地域の理想像や、その実現に向けた取組に対する共通理解を深める機会といったものが少ない現状にあるとともに、地域課題に対してもそれぞれの主体が個別に取組を行っており、さまざまな主体の協働による課題の解決を図る機会は決して多くなかったと考えられる。

これからは、それぞれ主体が地域が目指す一定の方向に向かって手を携え、相互の協力の下に課題解決に尽力することが必要である。

それぞれの主体には得意・不得意分野などの特性がある。一例として、高齢者の生活支援では、事業者であれば一定のノウハウに基づき、きめ細やかなサービスを提供できる一方で、採算性を求められる。行政は、これまでであれば、幅広く画一的に、継続的・財政的なサービスの提供は得意であるが、個別的なサービスに踏み込むことは、得手としない部分でもある。町内会・自治会などの地縁団体は、地域の実情をよく知っていることで、適切なサポートが可能であるが、ボランティア組織であることから、継続性や人材の確保といった部分に不安を抱える。

このため、複数の主体が、それぞれの得意分野を担いつつ、得手としない部分を他の主体に委ねることで、より質の高い公共的サービスが提供される可能性が高い。

この「質の高い公共的サービス」が地域で提供されるように、地域に存在する各主体の力を結集し、より良い地域社会を構築することを目指してい

く必要がある。

図 14 これまでの地域との協働の姿（イメージ）

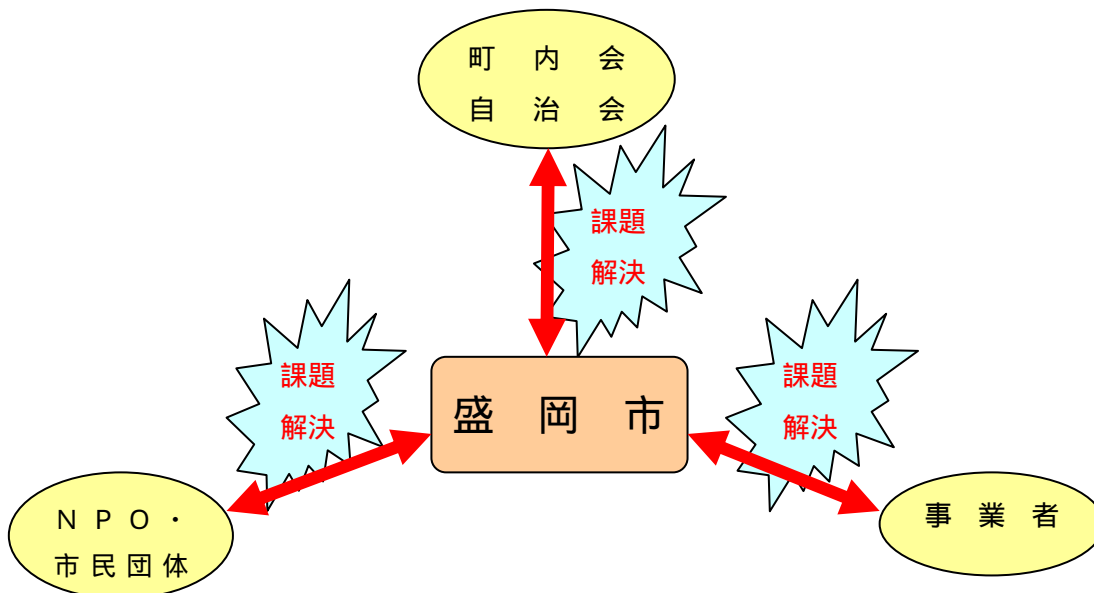
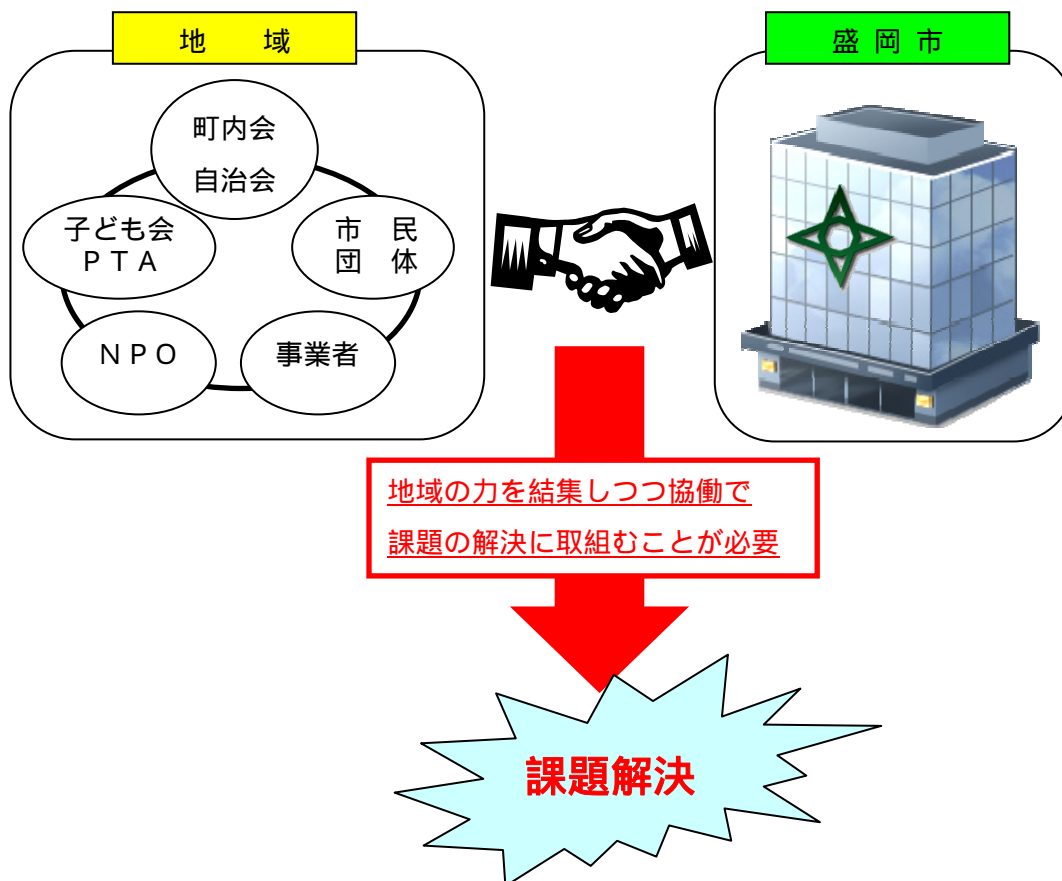


図 15 これからの地域との協働の姿（イメージ）



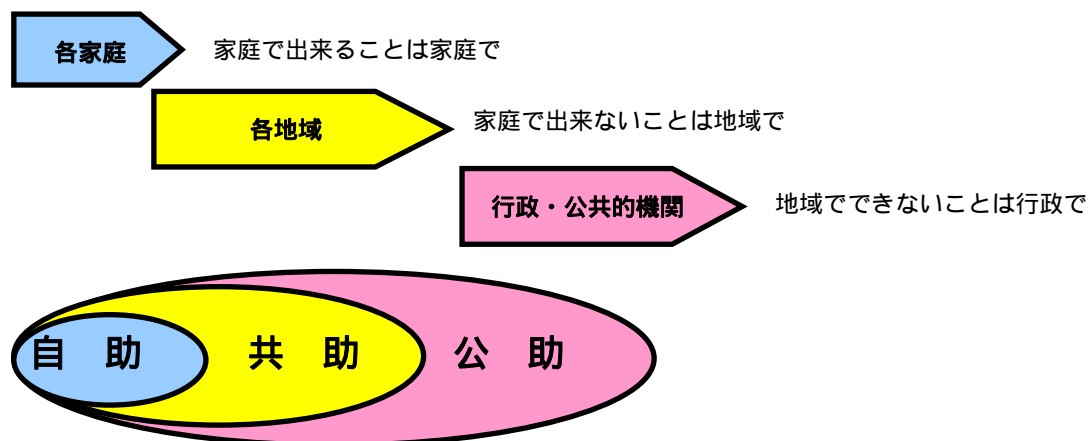
(2) 地域の特性を生かした地域自治を進めるための施策の実施

従来の一律・画一的な支援から、地域の持つ特性を生かしつつ、地域住民が主体となった地域自治を一層拡充するために、市は「地域づくり組織」の設立や「地域づくり計画」の策定等に対する人的、財政的支援について、実施していく必要がある。

(3) 市の担う役割の再確認

今後の地域自治の推進に際しては、補完性の原理を踏まえつつ、市は原則として地域での課題解決に向けた取組を支援し、地域において解決が困難な課題や、市内全域における課題等について取り組んでいく必要がある。

図 16 補完性の原理の領域



なお、これらの領域相互の関係は、厳密に割り切れるものではない。特に、共助と公助の間には、地域と行政が協働して取り組むことで、より効果を生ずる分野も存在している。

このような分野においては、それぞれの主体が得意分野を担うなど、相互の協力のもとで、より良い地域自治の姿を目指した取組を進めていく必要がある。

(4) 公共施設の複合機能化による有効利用

公民館や地区活動センター等の既存の公共施設を活用し、従来行っている業務に加えて、住民票の発行など行政サービスの提供を検討するとともに、地域活動を支援する職員の配置等により、住民サービスの向上と施設の有効利用を推進していくことが望まれる。

2 地域づくり組織の構築と地域づくり計画

次に、基本的な方向性に基づき、盛岡市における「自治・協働の新しい仕組み」実現のための具体的な方策として、「地域づくり組織」の構築を進めるとともに、地域づくり組織において当該地域のまちづくりの方向性や、実現のための役割分担等について定める、「地域づくり計画」の策定等を実施することが望ましい。

地域づくり組織の必要性については、総務省の「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」(名和田是彦座長)の報告書においても、「地域協働体」として掲げられており、報告書では「地域における多様な公共的サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織等など地域の多様な主体による公共的サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織(以下、「地域協働体」という。)の構築を推進」していくことが必要とされている。

今回の地域づくり組織も、同報告書とほぼ同一の認識に立っており、地域の核としての機能を果たしていくことが、地域自治を進めていく上で必要である。

(1) 地域づくり組織によるまちづくりの推進

ア 地域づくり組織を構築

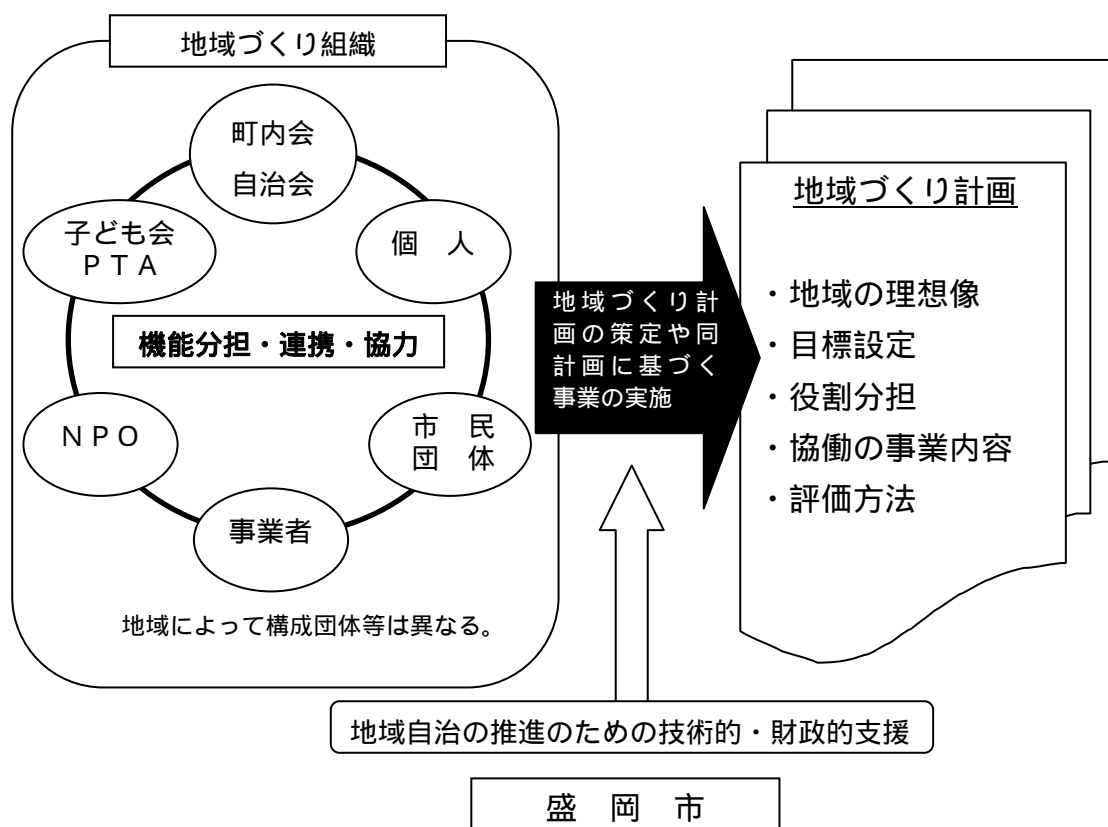
地域の特性を生かしたまちづくりの推進母体として、一定程度の地域を包括するコミュニティ組織（現在の福祉推進会等に類似）を中心としつつ、地域の必要性に応じて多様な主体が参加する「地域づくり組織」を構築するしていくことが望ましい。

イ 地域づくり組織の設置目的・機能・役割

地域づくり組織は、地域の優れた部分や抱える課題を明確にするための議論の場を設け、議論を通じて地域特性に対する認識を共有するとともに、地域の総合的マネジメントを行う組織として位置付け、地域課題の解決の総合調整主体としての役割を担うものである。

また、地域特性に対する（共有する）認識と、地域課題の解決に向けた方策や役割分担等を明確化する「地域づくり計画」を地域づくり組織において策定するとともに、地域づくり計画に基づき、地域づくり組織が中心となって地域課題の解決に取り組むことが考えられる。

図 17 地域自治のイメージ

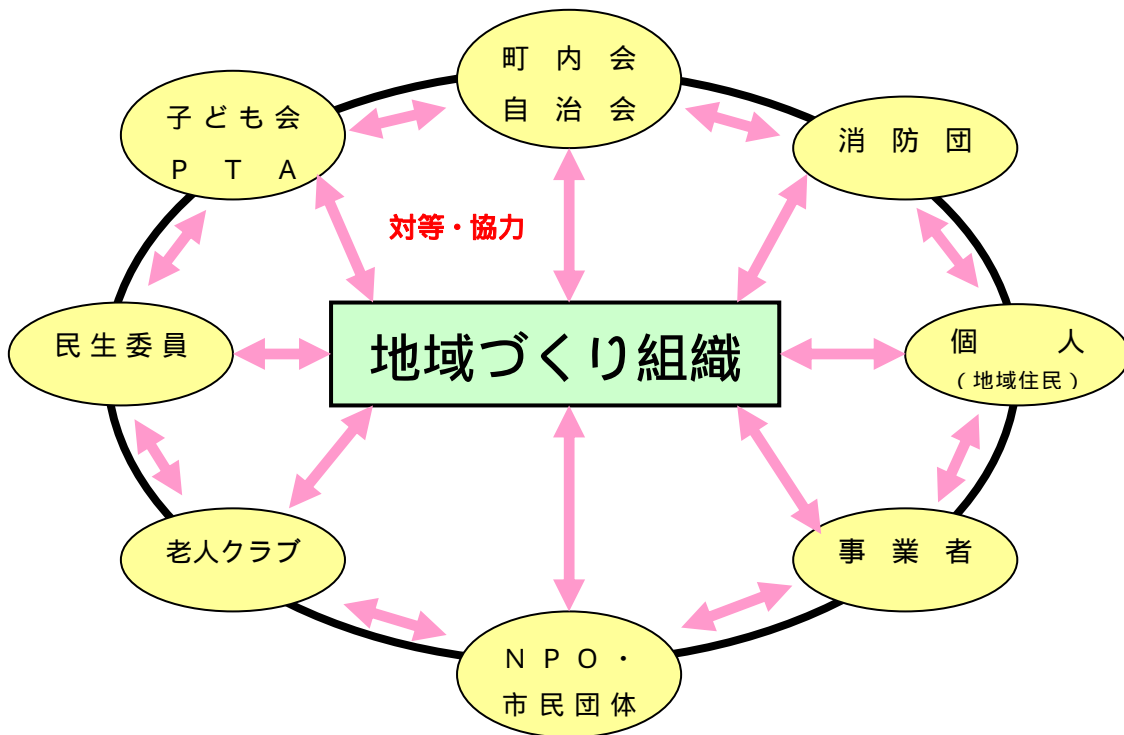


ウ 地域づくり組織の位置付けと構成者との関係について

地域づくり組織は、地域の総合的マネジメントを行う組織として位置付けたが、地域づくり組織と地域づくり組織を構成する者・団体（以下「構成者」という。）との間での上下関係はない。あくまで、構成者は、それぞれの目的等に沿って活動を行うものであるが、地域づくり組織及びその構成者は、相互に当該構成者の目的、組織、活動等について十分尊重し、協力を図ることが求められる。また、地区で事業を行う場合には当該地域づくり組織で決定された内容に沿って実施することについて十分な配慮を行っていく必要がある。

なお、地域づくり組織は、役割分担に基づき構成者が地域づくり計画に基づく事業を実施した場合には、地域づくり組織の予算の範囲内で、その費用等について事業を実施した構成者に対して支給することが望ましい。

図 18 地域づくり組織と構成団体の関係



エ 地域づくり組織と地縁団体の関係について

地域づくり組織の構築に当たっては、町内会・自治会等の地縁団体との関係にある程度明確にしておく必要がある。

従来地域の共助・親睦組織として存在している地縁団体に対しては、市としても生活環境や住民福祉の向上の観点から、各種事業を依頼している。

今回の地域づくり組織の役割についてであるが、前述のとおり「地域の総合的マネジメントを行う組織」としての位置付けであり、これまで単位町内会・自治会で解決が困難な地域課題等の解決に向けた取組を担うものであり、その役割は基本的には異なっており、双方が今後も協力して活動を進めていくことが必要である。

しかし、これまでの地縁団体の活動と重複する部分が多少なりとも存在している。この部分の活動については、各地域において多様な主体が参加し、専門的な団体が中心となったメニューの提供が可能な地域づくり組織と、構成団体である地縁団体とが協議し、それぞれの役割分担を明確にしていくことが必要であるが、これまでの地縁団体の活動のうち、

地域の将来像や地域課題等の顕在化と解決策の検討

地域づくり組織が取り組んだ方が効果が大きいもの

地域づくり組織が取り組んだ方が地域として負担が少なくなるもの

個別の地縁団体では対応が困難になってきているもの

等については、地域づくり組織がその活動を担うことが望ましい。

表 9 地域づくり組織での取組が有効な具体例

項 目	具 体 例
地域の将来像や地域課題等の顕在化と解決策の検討	・地域づくり計画の策定
地域づくり組織が取り組んだ方が効果が大きいもの	・防災訓練の実施 ・防災マップや要援護者リストの作成
地域づくり組織が取り組んだ方が地域として負担が少なくなるもの	・地域リーダーの育成 ・子どもの見守り活動 ・防犯灯等の設置や維持管理
個別の地縁団体では対応が困難になってきているもの	・高齢化率の高い地縁団体における福祉活動等

オ モデル地区等の試行を経て順次導入

地域によっては、地域づくり組織の構築が困難又は時間を要することが予想されることから、一律ではなく、複数のモデル地区で数年間の試行等を通じ、可能かつ希望する地域から順次導入していくことが望ましい。

また、試行で得られた課題等について、最終的な制度設計に活かしていくことが必要である。このため、制度発足当初は、地域づくり組織の活動を重点的に支援するものとする。

また、地域づくり組織の活動状況を勘案しつつ、現在、地域に配置している市の非常勤職員（地区担当員等）については、その役割を順次地域づくり組織に移行させることとし、一定の経過期間を設けた上で、原則廃止する方向とする。

(2) 地域づくり組織の規模

現在，市内は30のコミュニティ地区が存在している。平成7年にコミュニティ地区の区域見直しを行い，旧盛岡市域を26地区に区分し，平成18年の旧玉山村との合併により，30地区となって今日に至っている。

全国的には，小学校区を単位としたコミュニティ地区のエリア設定を行っているケースが多くなっている。

これは，小学校区であれば，一般的に徒歩で行動できる範囲であることや，日常生活においてお互いが顔を合わせる機会が比較的多いことが理由として考えられるほか，明治の大合併の際に小学校を維持できる程度の規模に統合したことの影響であるとされる。

今回，新たに構築することを提案する「地域づくり組織」の活動範囲は，現行の30地区を基本としたコミュニティ地区の区域ではなく，地域の実情を踏まえつつ，原則として小学校区とすることが望ましいと考えられる。

盛岡市においても，市民意識調査の結果によれば，20歳代では少数に止まっている地域活動への参加が，30歳代から子どもの小学校入学及び地域の子ども会等への参加を契機として，急激に増加する傾向が見受けられる。

この，地域活動への参加のきっかけとなっている子ども会の活動は，基本的に小学校区の中において行われるものであり，また，小学校卒業まで数年間にわたり地域活動への参加が継続的に見込まれるという点が重要であると考えられる。この期間に地域活動への理解と関心を高めることが可能であれば，その後も継続的に地域活動への協力が期待できると見込まれる。

また，現在のコミュニティ地区では，3つの小学校が含まれている場合があることや，特に市内中心部等においては単位町内会において二つの小学校区にまたがっており，子ども会の活動等もそれぞれに分かれて行われるため，地域活動の一体感を阻害する要因となることも指摘されている。

さらに，市内の各学区の状況を見ると，スクールバスを利用している小・中学校を除いた最長の通学距離の平均は，小学校で2.79km，中学校で3.68kmとなっており（盛岡市小・中学校適正配置基本方針に示された距離から試算），地域づくり組織の範囲を小学校区とした場合，徒歩で概ね30～40分

圏内で活動の範囲の設定が可能である。

特に、小学校低学年の児童、幼児を連れた保護者等や高齢者にとって、活動範囲の広がりや、実態的には参加しづらいといった問題を生じる可能性が高いことから、地域づくり組織については比較的小規模の活動範囲の設定を行うことが望ましい。

一方、活動範囲を広く設定することで、より多くのNPOや市民団体、事業者等の参加が期待できるとの考え方もある。

しかし、NPOや市民団体等の機能団体については、当該団体の使命（ミッション）に基づき行動するもの（当該団体が特定の地域の課題解決のために設立された団体である場合を除く。）であり、一般的には地域性が少ないとされている。

このため、地域にとって、このような団体等や事業者が地域に存しないということが想定されるが、地域課題の解決に向けた取組については、必ずしも区域内にある団体や事業者に限られるものではなく、必要に応じて区域外の団体の協力を得ることも有効である。

当然のことながら、最も重要なことは、地域の課題を地域の住民等が中心となって解決していくということであり、区域外の団体等の協力の有無にかかわらず、そこに生活する住民の意思が基本的に尊重されなければならないことは言うまでもない。

以上の理由から、地域づくり組織の活動範囲は、現行のコミュニティ地区の区域ではなく、小学校区を採用することが望ましいと考える。

表 10 地域づくり組織における規模の比較

	現行	小学校区	中学校区
組織数	30	46	24
平均	9,937人	6,481人	12,422人
人口・世帯数	4,182世帯	2,727世帯	5,227世帯
最大地区 人口・世帯数		16,498人 6,648世帯 (本宮小学校区)	25,065人 11,174世帯 (下小路中学校区)
最少地区 人口・世帯数		143人 59世帯 (外山小学校区)	304人 120世帯 (藪川中学校区)
メリット	・既存の区域を変更しないことから、混乱が生じないこと	・子どもの小学校入学をきっかけとした地域活動への参加がスムーズに行えること ・徒歩圏内で活動が行えること	・一定の規模があり、地区ごとに一定程度の人口・世帯数が存在していること ・何らかの地域活動拠点が整備されていること
デメリット	・学区等と一致しないことから、地区によっては活動が分断されていること	・他の区域と比較して数が多いこと ・活動拠点施設が未整備の場合もあること	・区域が広いことから、日常的な活動を行うための移動距離が長い

「平均人口・世帯数」は、平成21年9月1日現在の平成17年国勢調査人口に基づく推計人口に、「最大地区人口・世帯数」及び「最大地区人口・世帯数」については、平成21年10月2日現在の住民基本台帳からの抽出データ（教育委員会学務教職員課提供）にそれぞれよった。

表 11 小学校区別の状況

		世 帯 数	
		小学校区平均より 少ない	小学校区平均より 多い
人 口	小学校区平均 より少ない	大慈寺, 米内, 土淵, 浅岸, 川目, 太田, 太田東, 繋, 松園, 東松園, 飯岡, 羽場, 永井, 手代森, 見前南, 都南東, 好摩, 巻堀, 渋民, 生出, 玉山, 城内, 外山, 藪川	杜陵, 河北, 山王,
	小学校区平均 より多い	北松園	仁王, 城南, 桜城, 厨川, 仙北, 山岸, 中野, 本宮, 青山, 上田, 北厨川, 緑が丘, 城北, 大新, 月が丘, 高松, 見前, 津志田

表 12 中学校区別の現状

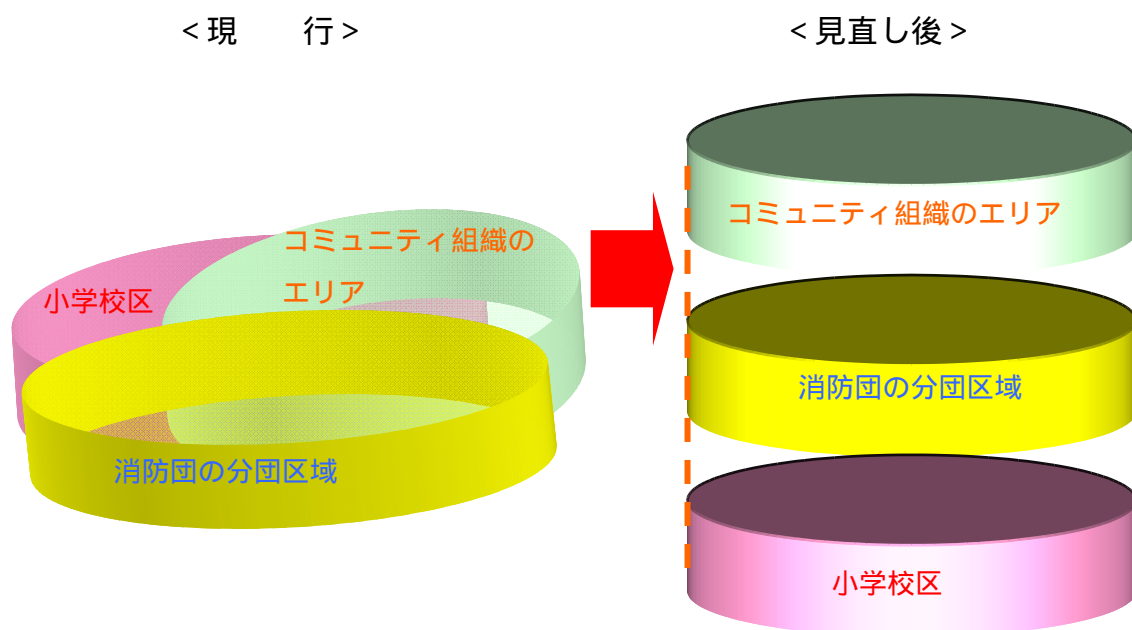
		世 帯 数	
		中学校区平均より 少ない	中学校区平均より 多い
人 口	中学校区平均 より少ない	米内, 土淵, 繋, 松園, 飯岡, 乙 部, 北松園, 玉山, 藪川, 渋民, 好摩	
	中学校区平均 より多い		下橋, 下小路, 厨川, 上田, 河南, 仙 北, 大宮, 黒石野, 城西, 城東, 北陵, 見前, 見前南

また、コミュニティ地区の区域の検討に際しては、小・中学校区と消防団など地域コミュニティの形成に関連する主体の相互の区域設定が異なっている現状があることに留意する必要がある。

さらに、この他にも交番・駐在所の管轄区域など、市以外の機関による地域に密着した活動を行う場合の区域が存在しており、この区域も現在のコミュニティ地区の区域と合致していない。

この区域のずれについては、一朝一夕に統合することは困難であると考えられるが、地域づくり組織が総合的マネジメント組織として、その力を十分に発揮できるよう、可能な範囲で統一させるように努めていく必要がある。

図 19 コミュニティ組織のエリア統一イメージ



(3) 地域づくり計画の策定

地域づくり組織は、地域を総合的・包括的にマネジメントする役割を担うものであるが、役割を遂行するに当たっては、地域の現状把握や将来予測、課題や強みといったものを共有した上で、地域のあるべき姿と、それに向けた行動を明確にしておくことが必要である。

このため、図20に示すとおり、地域づくり組織は、以上の内容を盛り込んだ当該地域の総合的な計画（以下「地域づくり計画」という。）を作成することが望ましい。

地域づくり計画は、「これまで町内会・自治会といった地縁団体や地区福祉推進会といった主体が実践してきた活動を踏まえつつ、一定の地域の住民生活の向上のために、多様な主体の参加と相互の協力の下に、将来を見据えた地域づくりのための一定の方向性と役割分担について定めるもの」とであると位置付けるものとする。

地域づくり計画については、現状分析等から地域のあるべき姿を明示する「基本計画」と、その実現に向けて、行動主体や時期、方法、財源等を明らかにする「実施計画」により構成する。

地域づくり計画の計画期間については、基本計画は概ね5～10年程度の期間を、また、実施計画については3年程度の期間を設定するものとする。

基本計画については、まちづくりの基本的方向性に関わるものであることから、短期間での見直しはなじまないものであることから比較的長期の期間設定を行うことが望ましい。一方、実施計画については、その時々状況により優先順位が変化することはあり得るものであることから短期間とし、必要に応じて修正を加えていくこととするのが望ましい。

また、地域づくり計画の策定に当たっては、当該地域内における今後の人口動態等のデータを踏まえた上で、自助・共助・公助といった基本的な考え方に基つき、各家庭・地域・民間事業者・行政といった各主体が存在する中で、地域にとって必要な公共的サービスについて、どの主体がそれを担うのかといった役割分担を定めて実践していくことが必要である。

図 20 地域づくり計画の構成例

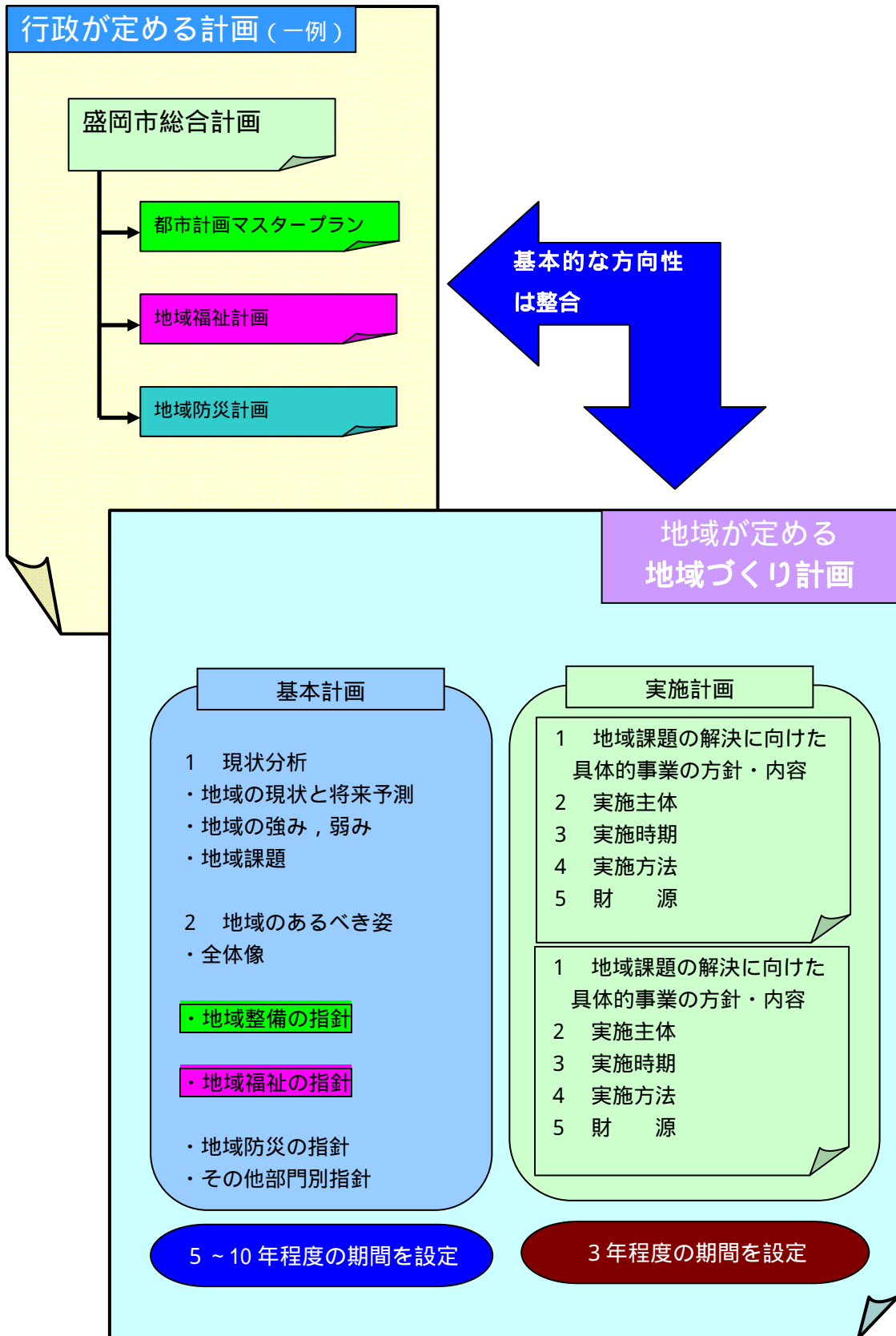


図 21 地域づくり計画のイメージ

地域づくり計画

基本計画

1 地域の現状

地域は、地域の中心に国道が存在し、沿道には店舗等が立地しているが、それ以外の区域は幅員の狭い道路沿いに家が密集している。

また、75歳以上の高齢者の割合が市の平均と比較して5%以上高く、独り暮らしの方も約 人となっている。

さらに、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

一方、当地域は、昔からの住民が中心となって、夏祭りや旅行などの親睦活動を積極的に行っており、地域住民の団結が非常に高く、子どもの見守りなど相互扶助が日常的に行われているという素晴らしい部分も多い。

2 地域の課題

当地域には次のような問題が存在している。

(1) 国道の沿道であることから、道路の通過者がごみをポイ捨てしていく

(2) 道路が狭いことから地震や火事の際に非常用車両が入りづらい

(3) 高齢者が多いことから、災害時の救助活動に不安がある

(4)

3 地域のあるべき姿

(1) 全体像

当地域は地域住民の団結が非常に高いことから、地域としてのまとまりはあるが、これをさらに維持していくものとする。

また、地域住民相互の親睦を深めるために、夏祭りなどの活動を通じて、お互いの顔が見える「地域全体が仲間！ 地域」の構築を目指す。

(2) 地域整備の指針（省略）

(3) 地域福祉の指針（省略）

(4) 地域防災の指針（省略）

(5) その他の指針等（省略）

実施計画

地区内クリーン活動計画

1 課題に対する基本方針及び内容

国道の沿道であることから、道路通過者がごみをポイ捨てしていく課題に対しては、清掃活動の継続や花壇等の整備により捨てづらい環境を整える。

具体的には、毎月第1日曜日の朝9時から道路清掃を行うとともに、商店前の空き地に花壇を整備する。また、ごみのポイ捨て防止のポスターを小学校と協力して作成し、国道沿道に掲示する。

2～5 実施主体・時期・方法・財源

内容	実施主体	時期	方法	財源
清掃活動	地域づくり組織	毎月 第1日曜日 午前9時～	バス停前に集合し、清掃活動を行う。回収した廃棄物は市に収集を依頼する。	ごみ袋については各自持参のため、特になし
花壇の整備	町内会 (協力：××団体、子ども会)	5月	商店前の空き地に花壇を整備する。花壇の整備に当たっては、植栽に詳しい××団体の指導を得るものとする。また、花の植栽は、町内会と子ども会が協力する。	・花壇整備費 地域づくり組織の費から支出予定 ・植栽費 ××団体から花の種を分けてもらうことで対応
ポスター作成	地域づくり組織(協力：小)	10月	行楽シーズンに合わせて、小6年生にポイ捨て防止を呼び掛けるポスターを作成してもらい、うち数点をカラーコピーしてポスターとして作成し、国道沿線に設置する。	・ポスター作成費 小の授業の一環として実施することから、不要 ・カラーコピー費 ・看板作成費 市の環境美化補助金で対応

地区内道路拡幅計画

1 課題に対する基本方針及び内容

(以下略)

なお、既に都市計画マスタープランや、地域福祉計画など個別の行政計画の策定に当たり、地域ごとにワークショップ等で地域意見の反映を行っている事例が存在している。

これらの計画については、今回提案する地域づくり組織の区域とは必ずしも一致していないことや、行政が定める計画であることから、地域住民の意見のみが反映されるものではなく、他地域を含めた市全体との調整が行われるものである。しかし、これらの計画には、各地域における地域づくり計画の策定に当たっては、十分に参考とすべき内容が含まれているものであることから、これを参考としつつ、地域づくり組織と当該地域に居住する市民とが必要性の検証や分野別の整理等を行い、地域づくり計画の基本計画の全体像や部門別指針として利用することも可能である。

現状において、地域における個別の行政計画策定に当たって、ワークショップ等の計画策定に携わる市民の数が少数・限定的であるとの指摘もあり、参加者の年齢層に対する偏りが見られることも事実である。また、計画策定の過程に参加できない市民の意見を、何らかの形で計画に反映させるための（法的）手続きが定められていないものもある。このため、当該地域の個別の計画が、地域住民の総意であるとする「正統性」に疑問を抱かせる原因ともなり得る。

このため、地域別の計画の策定に当たっては、計画策定過程への市民の積極的な参加を呼びかけるとともに、今後の計画策定に当たっては、地域で作成した素案を一定期間地域内に掲示して周知を図るとともに、意見提出の手続きを定めるなど、計画策定に対する参加の権利を保障する何らかの措置が必要になると考える。

3 市の地域づくり組織への支援

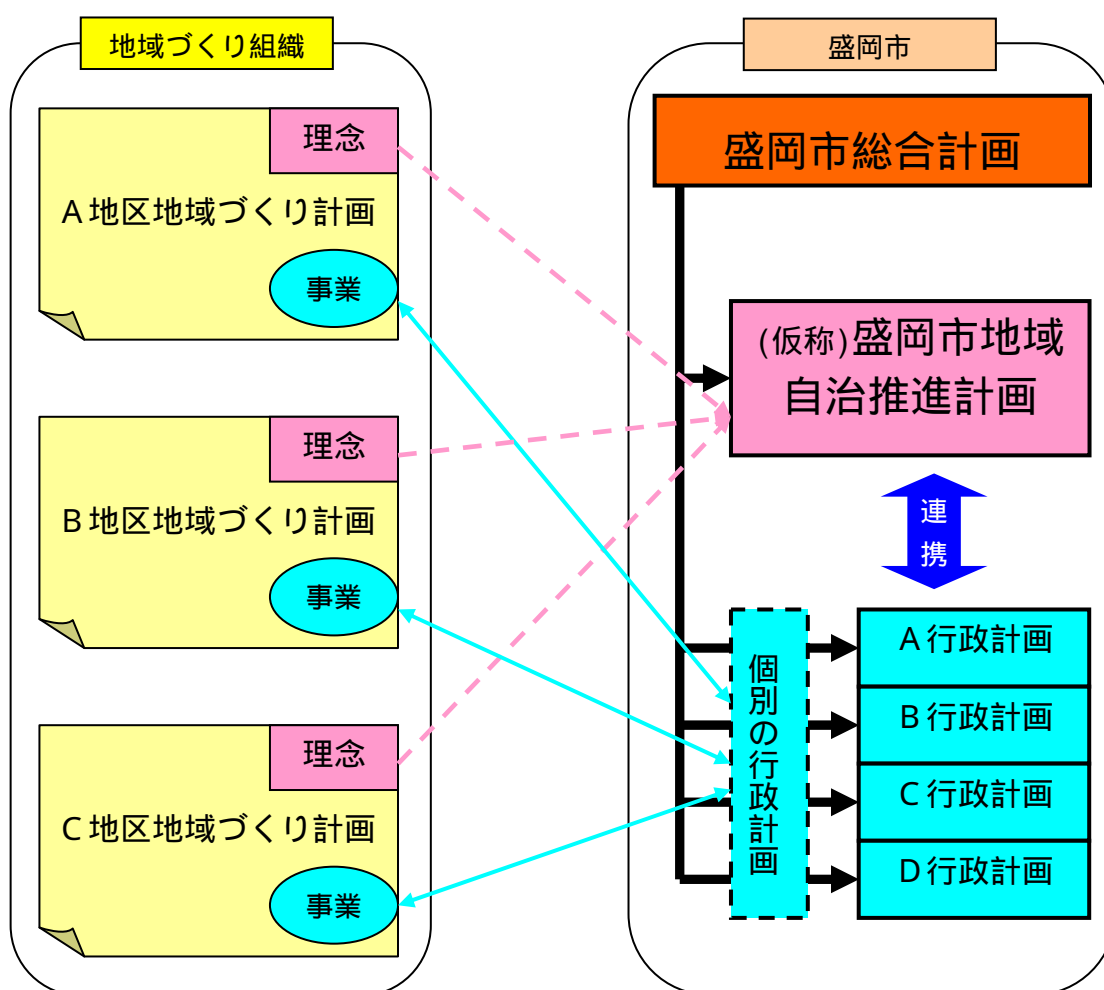
次に、地域づくり組織及び地域づくり計画が策定された地域及び策定しようとする地域に対する市の支援としては、次のようなものが考えられる。

(1) 「(仮称)盛岡市地域自治推進計画」の策定と地域づくり計画の反映

地域づくり計画については、いわば各地域の総合計画的な役割を担うものである。地域のあり方を地域で定めることは、地域自治を進めるための前提であり、その結果が市政に反映されるような仕組みが必要となる。

このため、市としては、各地域が策定する地域づくり計画を踏まえ、地域自治の基本計画ともいえるべき「(仮称)盛岡市地域自治推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

図 22 地域づくり計画と総合計画等との関係



なお、推進計画は、盛岡市における地域自治の全体像 市が行う地域支援の内容 各地域が定める地域づくり計画の理念部分（地域のあるべき姿）の概要 個別の行政計画との調整等の内容を定めるものである。

さらに、各地域づくり計画に記載された事業については、個別行政計画において反映するように努めるとともに、市の事業の実施に際しては十分な配慮を行うことが必要である。

なお、前述のとおり、福津市など都市によっては、地域づくり計画を積み上げて総合計画を策定している都市も存在している。総合計画と地域づくり計画との関係については、その都市の考え方や市町村合併等の要因により大きく異なると考えられるが、今回の制度の考え方としては、あくまで既存の総合計画に即しつつ、地域づくり計画が機能できるようにするための方策として推進計画を策定し、推進計画が既存の行政計画との調整機能を果たしていくことが望ましい。

なお、既に市では複数回にわたり、個別の行政分野ごとに地域別のワークショップ等を実施している。あるワークショップにおいて、市民からは何回も同様の内容を実施していることや、ワークショップの成果が具体的に反映された実感が乏しいことに対する疑問の声が寄せられたことがあった。

ワークショップを実施する担当課は、多くの市民の意見を反映させるための手法としてワークショップを実施しているが、参加する市民の側から見た場合には、個別の行政計画の立案という意識よりも、地域を良くしたいという意識の下に参加しているのではないかと考えられる。

したがって、個別の行政分野ごとのワークショップへの参加が複数回にわたると、負担を感じることは当然であり、好ましいことではない。

このため、市においては、ワークショップの実施には、きちんとした戦略の下に十分な関係課の連携を図っていくことが必要である。今後の個別の行政計画（地域別計画及びこれに類する内容を含むものに限る。）の策定及び見直しに当たっては、原則として地域づくり計画に整合させることとし、個別の行政分野ごとに地域意見を集約する方法は避けるなど、地域や市民の負担軽減に積極的に取り組んでいくことが必要である。

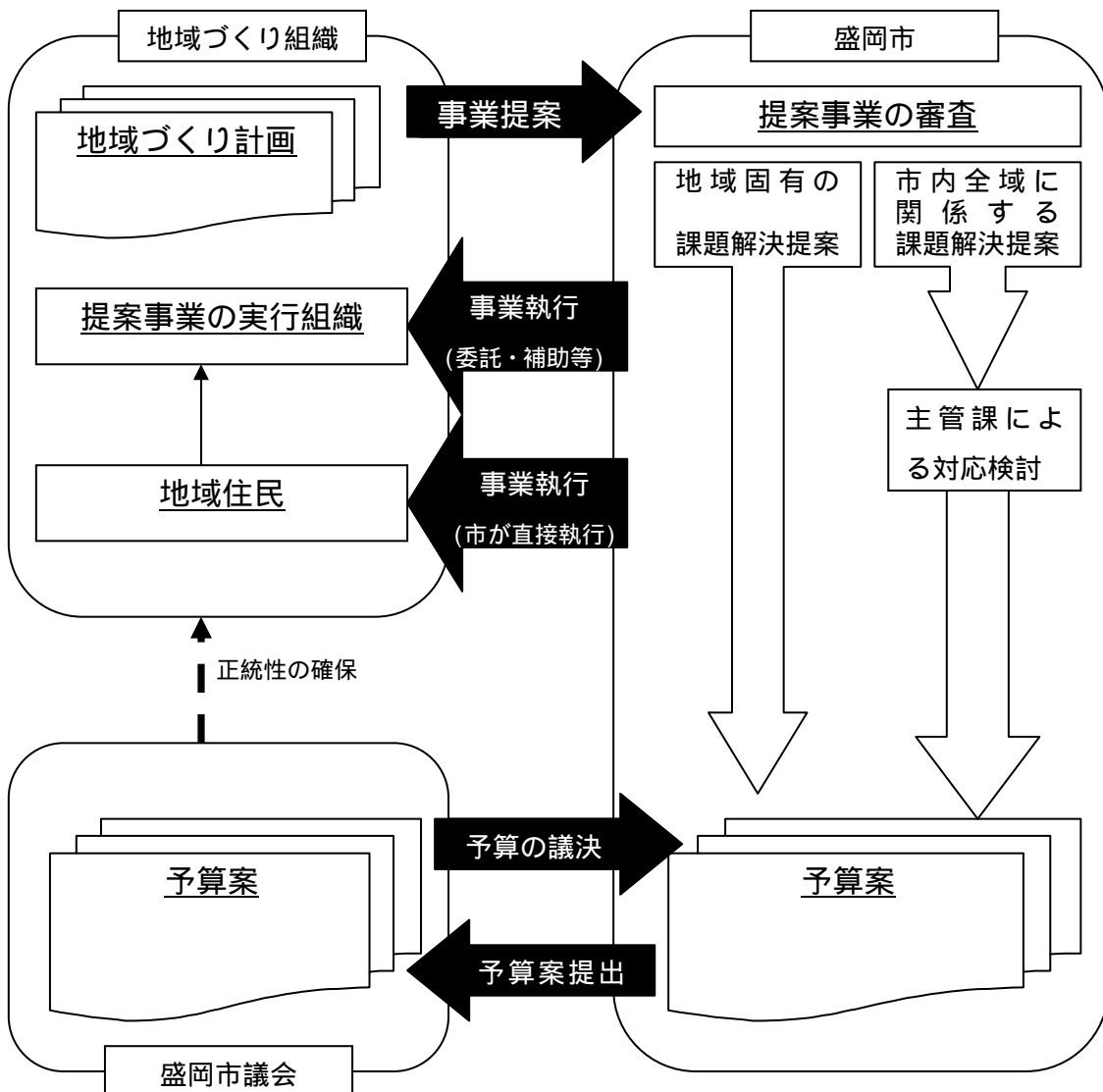
(2) 事業（予算）提案制度の構築

各地域づくり組織に対して、地域づくり計画に位置付けられた地域課題解決のための一定のルールに基づく事業の提案制度を構築する。地域づくり組織から事業提案があった場合は、市は提案の趣旨を尊重しつつ、法令や他の事業等との整合性や必要性、緊急性などについて審査し、市議会に予算案として提出する。予算が議決された場合、市は提案の趣旨に沿って、直接執行又は提案地域に対する委託・補助といった方法により、事業を実施する。

また、各地域から共通する事業提案がなされるということは、地域固有の課題ではなく、市全体の課題であることが認識できる。

なお、この制度は、大阪府池田市で実施している制度を参考とした。

図 23 事業提案の枠組み

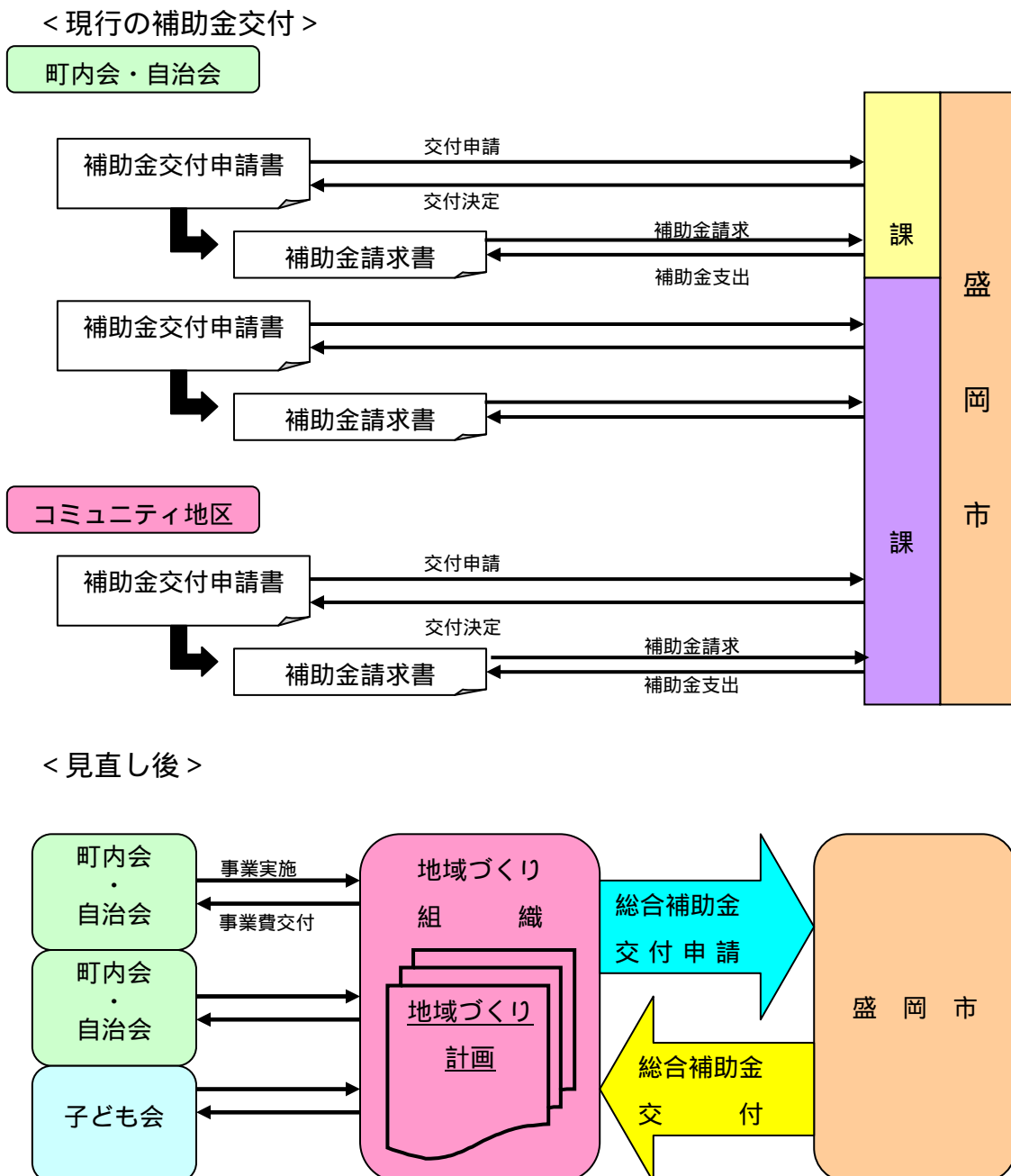


(3) 個別補助金の総合補助金化

現在，コミュニティ組織や単位町内会・自治会に対して支出している補助金については，地域づくり組織向けの新たな制度を設け，総合補助金として交付するものとする。

このことにより，町内会等が個別に作成が必要な補助金申請書の作成や，一方で市の審査・支出事務等の事務処理を軽減し，効率的な事務処理を行うことで，本来の地域活動に専念できる体制を整備するものとする。

図 24 個別補助金の総合補助金化の概念図



総合補助金制度の導入は、あくまで補助金に関する地域・行政の事務処理負担の軽減と地域の創意工夫を生かすことが目的であって、使途自由な補助金制度を創設することを意味しない。

そもそも補助金の支出に当たっては、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」(地方自治法第 232条の 2)とされており、補助の目的や対象について範囲を定める必要が生じる。

このため、補助金の対象とする内容については、地域づくり計画に基づいて実施される公益的な事業に限定し、その使途は飲食費・交際費、各世帯等への給付(金銭、物品問わず)、各種団体負担金、寄付金を含まないものに限定する。また、総合補助金の対象となった(公益的な)事業間の一定の割合については流用を認めることで、より効果的な事業とすることが可能と考えられる。

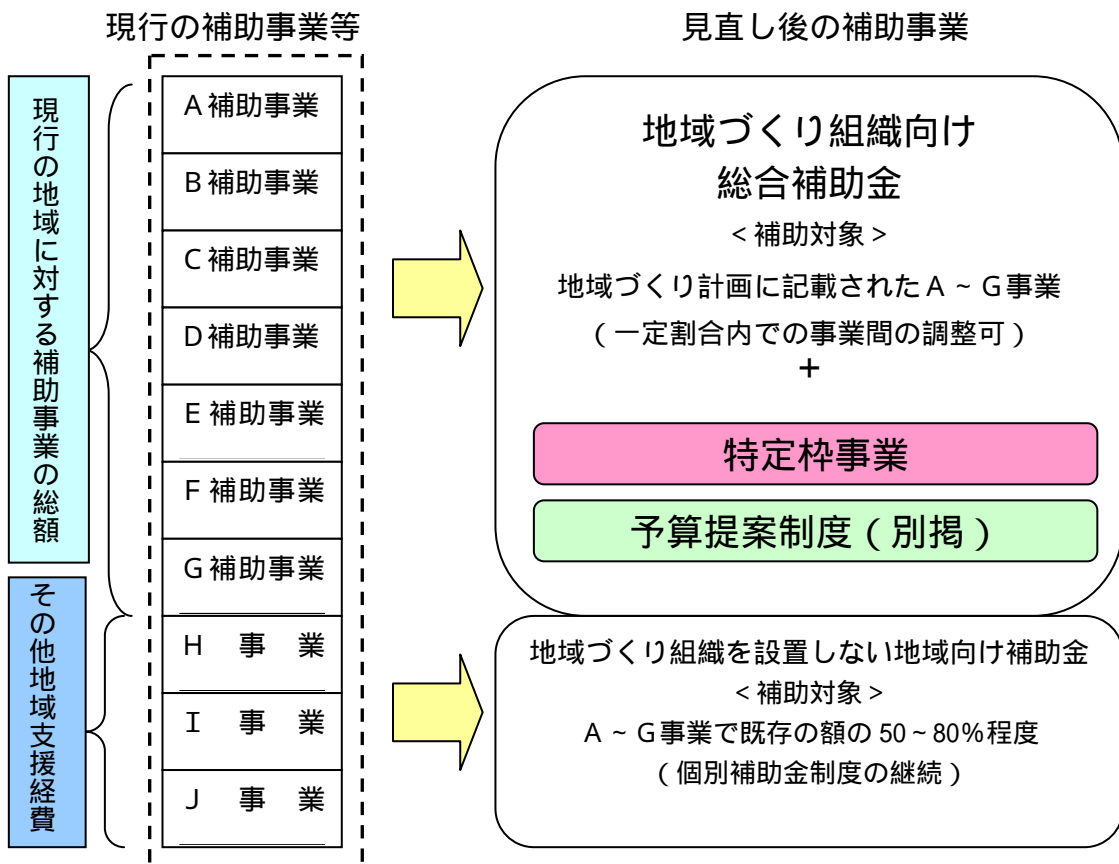
なお、地域づくり組織に対する総合補助金の導入に伴い、地域づくり組織を設置する地域に対しては、既存のコミュニティ組織及び町内会・自治会等に対する補助金は統合するものとする。ただし、総合補助金の額は、現行の補助金の額の総額とのバランスに留意する必要がある。

また、市が重点的に進める政策で、地域とともに協働で進めていく必要があるもの(一例として、自主防災組織の結成など)については、特定枠事業として、総合補助金の中に別途予算措置し、協働でのまちづくりを進めていくものとする。

一方、地域づくり組織を設置しない、又は設置できない地域に対しては、従来の個別補助金制度により対応していくこととするが、予算は新しい制度に相当程度振り分けていく必要があることから、既存補助金については、補助率の見直しを行っていく必要がある。

さらに、総合補助金については、その事業計画や収支予算、事業の振り返り(評価結果及び事業実績・決算等を含む。)について幅広く公開し、より良い制度に改善を進めていくとともに、他の地域の活動内容を知ることのできる機会として広く情報提供していくことが望ましい。

図 25 地域に対する補助金等財政支援のパターン



なお、地域づくり計画に位置づけられた事業の実施に関して、事業提案制度の実施と個別補助金の総合補助金化の関係であるが、現段階では現行の補助金制度の枠組みの範囲内で事務負担の軽減等を図っていくものについては、個別補助金の総合補助金化により対応し、地域にとって必要な新たな公共的サービスの提供等の新分野については、事業提案制度により対応していくものとする。

また、事業提案制度については、その事業内容により、市が地域づくり組織に対して 委託 補助 現物給付を行う方法や、市が直接実行することが望ましい場合があり、最も妥当な方法について検討した上で実施していくことが必要である。

(4) 職員の配置等の人的支援

市の有するノウハウや情報を提供するとともに、地域での課題を的確に把握し、関係者等とのコーディネート等を通じて地域づくり組織における課題解決の取組を支援するため、次のような人的支援を行うものとする。

また、市民が地域において行政サービスを容易に享受できるような仕組みも併せて構築するものとする。

地域支援を専門的に行う部署の設置

地域支援を行うに当たっては、その窓口をある程度一本化し、ワンストップでの窓口サービスの提供が可能となるような体制が望ましい。

盛岡市では、地域活動に関する窓口が複数の課に分散している。例えば、町内会・自治会等の地縁団体に対する一般的な支援は市民部市民活動推進課が、地域福祉等については保健福祉部地域福祉課が、地域からのまちづくりの相談には都市整備部都市計画課が、地域との窓口となる「地区まちづくり懇談会」については、市長公室広聴広報課がそれぞれ所掌している。

これまでは、個別の分野に個別の部署が対応してきているが、これからの地域支援を進めるに当たっては、市の窓口については出来る限り整理し、その整理された窓口を通じて関係課が地域活動をサポートしていく必要がある。

特に、地域支援に当たっては、支援のノウハウや人的ネットワークの構築が必要となることから、制度が定着し、地域における取組が活発に行われるまでには相当の業務量が予想される。

このため、地域づくり組織に対するワンストップサービスの窓口の役割を担うとともに、地域での取組を専門的に支援する部署（仮称：地域支援課）を設置して行くことが必要である。

平成21年8月に中核市を対象として実施した調査（以下「中核市調査」という。）において、回答のあった自治体の6割が、「本庁内に地域支援担当部署を設置している（設置を検討している）」と回答しており、盛岡市においても、地域支援を専門的に行う組織の設置は、地域自治を一層進めるために有効であると考えられる。

地域づくり計画策定等に対する職員の派遣等

地域づくり計画の策定に当たっては、当該地域の住民等で議論を重ねることで、地域特性や課題等について十分に認識を共有するというプロセスが最も重要であり、コンサルタント等の利用による計画づくりは、今回の趣旨を阻害する要因となり得ることから、これを選択するべきではない。

しかし、計画づくりには、一定のノウハウが必要なことも事実であり、計画づくりの経験者が存在しないなどの課題を解決するため、地域づくり組織が地域づくり計画を策定又は見直しを行うに当たり、計画等の作成のノウハウを必要とする場合には、地域づくり組織の要請に応じて職員を派遣（職務として対応）するものとする。

また、地域づくり組織が地域課題の解決に取り組む上で、専門的・技術的な見地から助言等を必要とする場合には、地域づくり組織の要請に応じて、ア当該課題を所掌する部署の職員（職務として対応）イ当該課題に対して専門的知識を有する外部人材を派遣するものとする。

公共施設の複合機能化に伴う職員の配置

市内には既に数多くの公共施設が整備されているが、中・長期的には必要に応じて整理・統合（場合によっては新設）を行うとともに、現在の施設の設置目的に加えて住民票発行等の行政サービスや、地域支援機能の提供等を行う複合施設を市内に複数設置することが望ましい。

先に実施した中核市調査においても、支所等の設置（機能の拡大や増設等を含む。）を進めている、又は検討している自治体が約7割に上っており、先の本庁内への地域支援担当部署の設置と併せて、行政として地域自治を支援する体制づくりが進められているという現状がある。

従来の行政改革において、一般的に支所や出張所といった施設は、主な役割が諸証明の交付等であり、統廃合の対象として見られるケースが多かったのではないかと考えられる。

しかし、支所・出張所は、地域に最も近い市の機関であることから、地域の実情を最もよく理解できる立場にあることも事実であり、このメリットを十分に活用し、証明書の発行等の地域住民に対する基本的行政サービスの提供にとどまらず、地域住民の活動をサポートするという役割を新たに付加することで、これまで以上の存在価値を十分に生み出せ

るのではないかと考える。

なお、宮崎市では、豪雨等の災害が予想される場合の避難勧告等の決定は、地域事務所の長に委ねている。これは、地域をよく知る地域事務所が最も的確に災害等の可能性について判断が可能であるとの認識に基づいており、支所等のあり方を考える上で参考となる事例である。

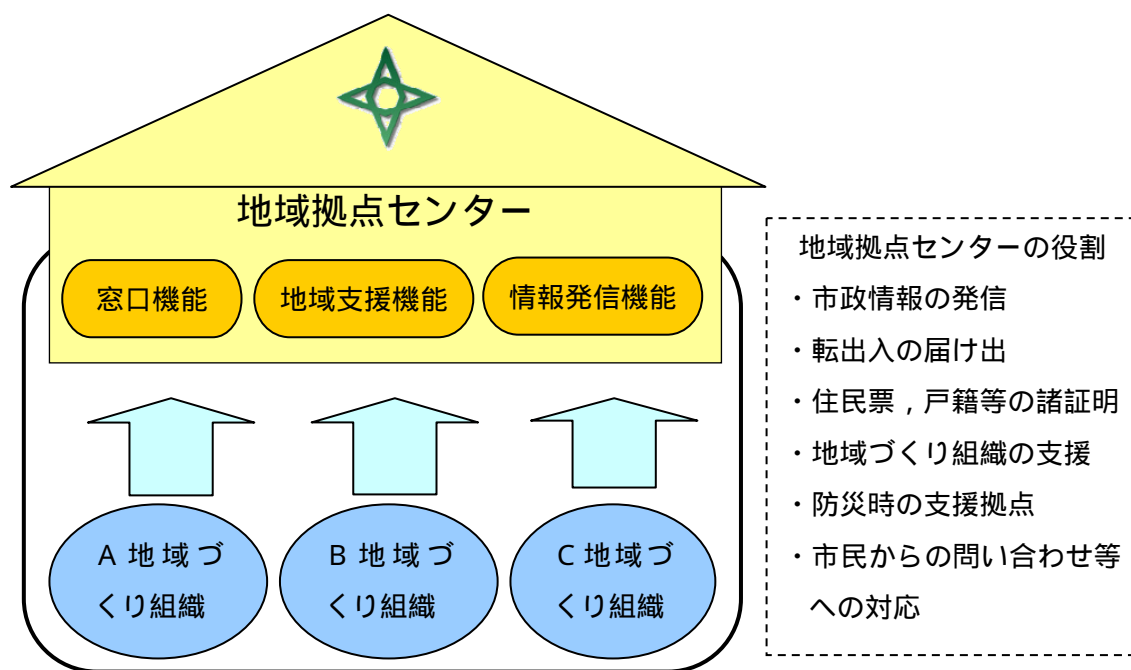
支所等の設置・強化による職員の配置については、地域課題を十分に把握するという大きな利点が存在する。地域課題を十分に把握する手法としては、職員の地域担当制という方法も考えられるが、専任職員の配置の方が、より効果的・専門的な地域支援を行うことが可能である。

特に、今後急速な高齢化の進展等により、日常生活圏である程度完結できる都市機能の整備が必要になっていくことが想定される。

また、地域自治を一層進め、地域での課題解決能力を高めていくために、地域での取組に対して専門的・技術的助言やサポートを行うために、複合施設に対して職員を配置することが必要である。

なお、これらの行政サービスの提供や地域支援の実施のための職員配置については、各地域づくり組織単位ではなく、3～5程度の地域づくり組織を単位とする地域拠点センター的な形態とし、一定の人員を確保するようにしていくことが望ましい。

図 26 地域づくり組織と複合施設の関係



(5) 市施設への事務局の設置等や活動時使用料の減免

地域づくり組織を設置した場合に、その運営を行うための事務所を設置する必要があるが、この場合は市の管理する建築物に当該組織の活動拠点となる事務所を設置することを認めるほか、可能な限り当該施設については当該地域づくり組織を指定管理者として指定するなど、地域づくり組織が安心して活動できる場の確保を進めていくことが必要である。

また、地域づくり計画に基づく事業を行う場合や、総会等の会議を開催する場合、市（教育委員会等を含む）が管理する施設（公民館やホール等）の使用料について、減免していくことが望ましい。

(6) 庶務的業務の支援制度

地域づくり組織が構築された場合、当該組織の連絡調整や支払い等の庶務的な業務が発生することは確実であるが、この業務量は相当なものとなることも予想され、この業務のための専任の人員が必要である。

地域づくり組織における専任職員については、地域づくり組織で任用することが想定されるが、各地域づくり組織において共通の事務（給与の支払い等の庶務的業務）については、一括して処理する方が効率的である。

このため、地域づくり組織の負担軽減という観点から、庶務的業務への支援等についても、併せて検討していく必要がある。

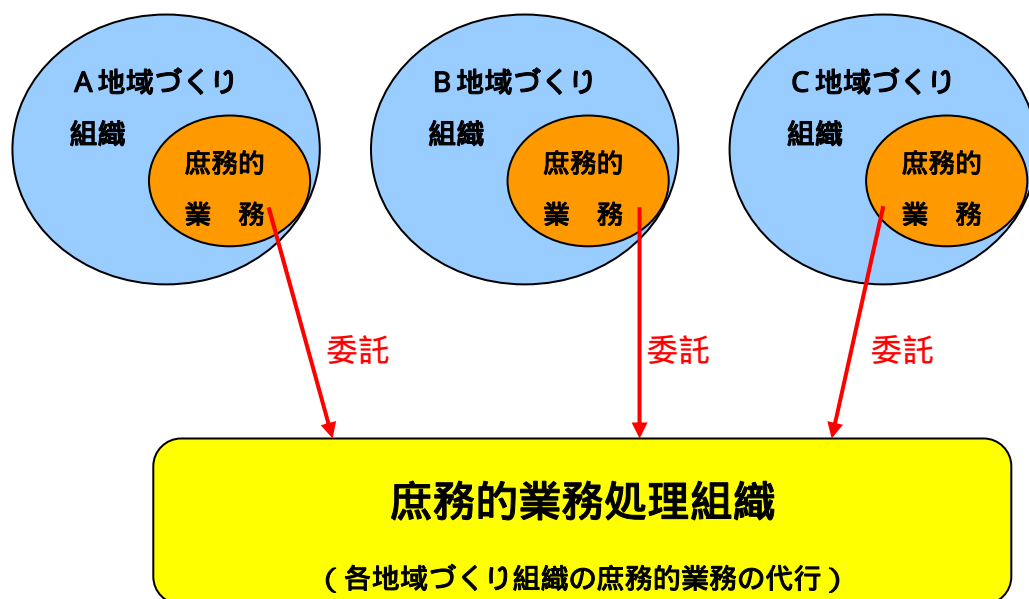
なお、一例として、現状では老人福祉センター、児童センター、公民館といった各公共施設については、直営や指定管理者制度という形態で管理運営が行われている。

特に地域単位で設置されている老人福祉センター、児童センターについては、現状では盛岡市社会福祉事業団等が指定管理者となり、地域から推薦のあった者を職員として採用し、これらの施設の管理運営のために配置している。

この人件費については、市の指定管理料に含まれており、社会保険や給与の支払い等の庶務的業務は一括して社会福祉事業団等が担っている状況にあり、個別の施設が単独で処理する場合と比較して、事務処理の効率化に寄与していると考えられる。

このため、このような事務処理の方法を参考にしつつ、地域づくり組織が地域のマネジメントにある程度専念できる環境を整備する視点から、庶務的業務の処理支援体制を構築していくことが望ましい。

図 27 庶務的業務のサポート体制の事例



(7) 地域自治推進の根拠となる例規の整備

地域づくり組織の正統性の付与，事業提案制度の実施，地域づくり計画の行政計画等への反映については，今後の盛岡市における地域自治のあり方に関する根本的な内容を含んでいる。このため，市は要綱等に対応するのではなく，市議会での審議・議決というプロセスを経た（地域の）権利・（市の）義務としての関係を明確にする条例（以下「条例」という。）の制定を検討する必要がある。

このため，全国に存在するような地方自治法等の既存の権利等を再規定したものや，理念先行型の自治基本条例ではなく，盛岡市における地域自治を進めるために必要な一定の権利等を規定するなど実体的な取組を定める条例としていく必要がある。

なお，「(1)」（仮称)盛岡市地域自治推進計画」の策定と，地域づくり計画の反映」の項で触れた推進計画と条例との関係であるが，条例においては一定の権利等を規定し，推進計画は条例の目指すものをより具現化し，手続きや手法，地域の目指す姿や市の取組の枠組み等を示すこととなる。

(8) 市の業務依頼の削減

全国的に、市をはじめとする行政機関・関係機関からの依頼が地域活動への支障になっていることが考えられる。

盛岡市でも、数多くの業務を地域に委ねているが、特に文書の配布は、配布する側の都合等が考慮されず、各課がその必要に応じて送付していることから、時期がばらばらになるケースが相当存在している。

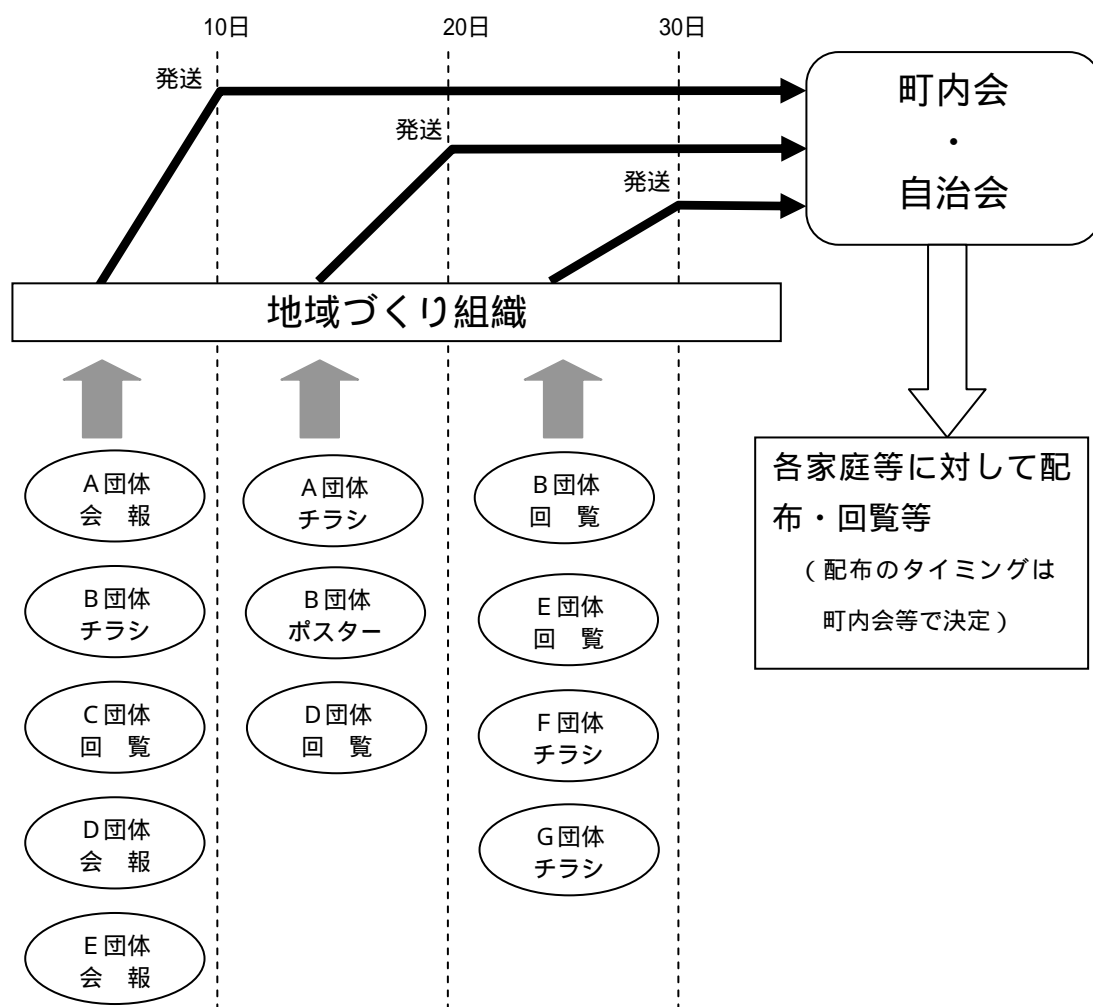
このため、町内会・自治会等では、その仕分け等に相当の時間と労力を要していることが考えられる。

また、市以外にも、学校や警察など、あらゆる機関から配布・回覧物が送付されている現状がある。

これからは地域づくり組織において、地域と市との役割分担や協働すべき事項について再検討していくことが必要である。その中では、市が地域に委ねている業務について、地域でなければできないもの 地域に委ねた方が成果の向上が見込まれ、住民サービスが向上するもの 地域に委ねた方が事業実施のコストが削減されるもの それ以外のもの お知らせ・回覧、事業時の参加協力依頼(いわゆる動員)、といった分類により整理し、
については、原則として市の直接執行又は委託等の手法により処理し、
については、お知らせ・回覧のみ一定のルールに従って行うものの、事業等への参加協力依頼は市としては行わないなどのルールを定めていく必要がある。

なお、市や関係団体からの連絡文書や回覧といったものは、地域づくり組織に対して送付し、地域づくり組織において分類・整理し、定期的に各町内会あて送付することで、各町内会における事務の効率化が図られるとともに、地域での課題解決に向けた取組に専念することができるものと考えられる。

図 28 回覧等の配布依頼の進め方のイメージ



また、市が地域と協働で実施しているイベント等については、統合や廃止を含めてその必要性を再検討して行く必要がある。これは、行事等に対する負担感が、地域住民の地域活動に対する参加を遠ざけている可能性があるためである。

地域にとって必要な行事であることが地域の総意として判断されるものであれば、当該行事を地域づくり計画に盛り込み、地域づくり組織が中心となって取り組むこととすることが望ましい。

この場合、市は財政・技術的な支援を主体とした側面支援としていくことが必要である。

4 参加を促す仕組みづくり～地域における取組～

市民の地域自治への参加を促すためには、市の取組が大きな割合を占めるが、市の取組以外で、地域等においても取組が必要な事項としては、次のようなものが考えられる。

(1) 魅力ある活動内容・情報の提供

平成21年度の地縁団体に対する調査の結果では、現在、地縁団体が行う地域活動の内容が固定化している傾向が示されている。

平成22年度の市民意識調査の結果では、親睦と共助に関する内容が地域活動に対して期待されており、参加してみたい活動としては「防災」が各年代を通じて多くなっている。また、参加の割合が低いとされる若年者は、地域のお祭り等の期待が大きいと考えられる。

このため、上記のような地域内のニーズを把握し、若年者等の参加率の低い世代も興味を持つ活動内容について、研究していく必要がある。

また、高齢者にとって、健康の維持等に関心が高い傾向が示されており、健康維持のための運動プログラム等について、専門の知識を有するNPO等と連携して開発するなどの取組も有効である。

また、子ども会がきっかけとなった地域活動への参加が期待できることから、地域活動においても子どもの見守り活動を取り入れることにより、子ども会や学校との連携が図られるなど、多様な連携が構築されていくことが想定される。その連携から、地域住民にとって魅力的な活動内容の提供や、これまで地域活動の情報に深く接することの少なかった、特に若年者を主体とした層に、新たに情報の提供等が可能となるような仕掛けを行っていくことが必要である。

(2) 成功体験の積み重ね

今回、提言している地域づくり組織と地域づくり計画については、その必要性はおおむね認知されているが、当然のことながら、地域づくり組織の設立や地域づくり計画の策定が、すぐに大きな地域課題の解決に直結するということではない。これまで解決できなかった大きな課題解決のためには、やはり相当のノウハウやネットワークが必要となるからである。

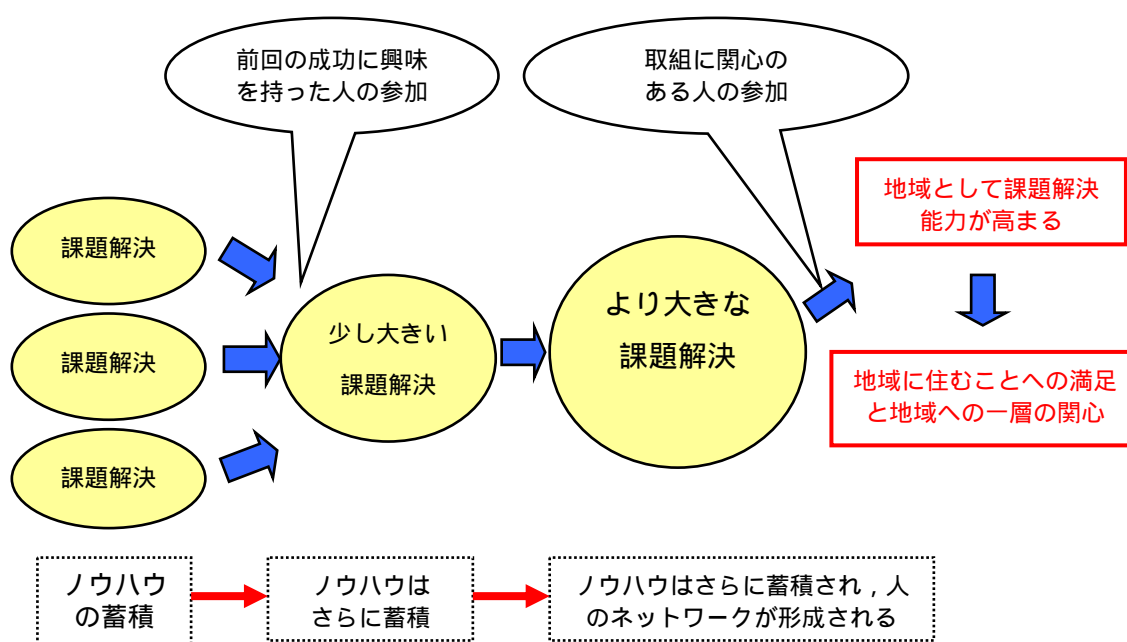
そのためにも、まず地域においては、自らできる小さな課題の解決に取り組むことが重要であり、その課題が解決できるという成功体験の積み重ね

ねこそが、ノウハウの蓄積や新たな参加者の獲得につながっていくと考えられる。

成果を実感できることを繰り返していくことで、次の課題へのチャレンジに対する動機づけになるとともに、蓄積されたノウハウや人的ネットワークの形成に広がりが出て、より大きな課題の解決に向けた取組が可能となるのではないかと考えられる。そのことが、結果として地域としての課題解決能力を高め、それが地域への一層の関心を高め、地域自治が進展していくということに結実していくものである。

このため、実在の小さな地域課題の解決プロセスに取り組むことを通じて、目に見える成果を明らかにし、参加意識の醸成を図っていくことが大切である。

図 29 成功体験の積み重ねによる効果



(3) 参加意欲を引き出す雰囲気づくり

昨年度実施した市民、町内会・自治会等の地縁団体、NPO・市民団体に対する調査において、地域活動への参加促進に取り組む必要のあることについて尋ねたところ、各主体とも最も回答の割合が高かった項目は、「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」であった。

平成21年度の市民意識調査においても、地域活動に参加しやすい雰囲気があるかについて尋ねたところ、約半数は「ある」「ある程度ある」と回答しているのに対して、約3分の1は「あまりない」「まったくない」と回答しており、地域活動に参加する雰囲気づくりについては、現状ではやや不足している傾向が見受けられる。

特に、否定的な項目を選択する割合は、盛岡市への居住歴が短い一戸建住宅居住者よりアパート等の共同住宅（社宅・下宿・マンション・寮等を含む。）居住者 自己所有居宅居住者より賃貸の居宅（社宅、下宿、マンション、寮等を含む。）居住者の方が高い傾向を示している。一方で、高齢化するにつれて、肯定的な項目を選択している割合が増加する傾向にある。

一般的に「アパート等の居住者はあまり地域活動に参加しない。」という意見が寄せられるが、一方でこの項目に該当している層にとっては、「地域活動に参加しづらい」雰囲気があると感じていることがわかる。

このため、これからの地域活動に当たっては、多くの人にとって参加意欲を引き出す魅力的な活動を提供するだけでなく、参加しやすい雰囲気づくりに十分留意していく必要があると考える。

地域の一体感を高めていくことは、地域活動への参加を促すことにつながる可能性が高いが、その反面で新たに転居してきた市民にとっては、その一体感の存在が逆に「馴染みづらい」といった参加への障壁となる可能性もある。既成の輪に新たに参加するということは、多くの人にとって心理的な負担を負うことでもあり、これに適応できず疎外感を感じさせることとならないような十分な配慮が求められる。

したがって、新たに地域内に転居してきた市民に対しては、相手の参加を待つのではなく、反対に既成の輪のメンバーから、あいさつや地域活動への積極的な案内などサポートを行うことで、参加に対する心理的なハードルを下げるような取組が有効ではないかと考えられる。

V 制度導入に当たっての検討事項

これまで、盛岡市における「自治・協働の新しい仕組みづくり」について述べたが、今後制度の導入に当たっては、次の点についても中長期的に取り組んでいく必要があると考える。

1 住民代表としての正統性の確保の必要性

(1) 地域を総合的にマネジメントできる根拠の確保

現在の法令・条例等では、地域づくり組織が地域代表であることの正統性は原則として担保されていない。このため、地域づくり組織は単なる任意組織としての立場であるにもかかわらず、地域の総合的マネジメントを行うことが可能かという点においては、若干疑問が残る。このため、市として地域づくり組織に対して何らかの位置付けを明確にし、当該組織が多様な地域住民の代表であることの正統性を付与して行くことが必要である。

(2) 民主的統制を機能させる措置

上記の正統性の付与に対応し、地域づくり組織が特定の者の意見のみが反映されることのないよう民主的統制を機能させる措置として、再任に制限を加えた任期制の導入や、地域づくり組織の意思決定のプロセスのルール化、政治的・宗教的活動の禁止等が必要となる。

(3) 紛争調整機能の整備

地域づくり組織に対する民主的統制を確保しても、事案によっては地域の意見が統一できないことも想定される。この場合、まちづくり組織の活動が停滞したり、一方で特定の市民が不利益を被るといった問題が生じるおそれがある。

これらの問題は、一義的にはまちづくり組織において解決することが求められる課題ではあるが、市も一体となってまちづくりを進めるという観点から、当事者すべての同意を得て、地域内での紛争処理のあっせんを行うなど、調整機能の整備を図っていくことも検討していく必要がある。

2 地域自治区制度について

地域自治区制度は、第27次地方制度調査会の答申において提示された「地域自治組織」を地方自治法（以下「法」という。）において制度化したものである。また、地域自治区には法の規定により地域協議会が設置することとされている（法第 202条の5 第1項）。

地域協議会では、当該地域の住民の意思を表明する「公共的意思決定」の機能と、当該地域の住民に対する公共サービスの提供に当たり、多様な意見の調整と、協働の活動の要となるという「公共サービスの組織」の機能が期待されるとされているとともに、住民自治組織は「協働の制度装置」として構想されている。（名和田是彦『コミュニティの自治』（2009年 日本評論社）26～27頁を参照。）

「地域協議会」は、住民意見を反映させる一つの方法ではあるものの、地域自治区については、法では市内全域に設置（適用）する必要があるとされており、地域自治区を導入する場合には、地域において設置・非設置の自由を判断することができないという課題がある。仮に地域自治区を導入した場合には、全地区に設置することとなるが、行政主導での地域自治区の設置は、今回目指している「地域自治」の概念からみて好ましくない部分がある。

また、地域協議会は、現状では主として諮問機関としての側面が強く、市政に対する地域住民の意見を反映させることが目的である（法第 202条の7 第1項及び第2項）とされる。

このため、地域協議会においては地域の課題を議論することとなるが、その後の課題解決に向けた行動の主体は明確になっていない。市政に対する提言が地域協議会の主たる役割だとすれば、課題解決に向けた行動主体は別途存在していなければならない。当然のことながら、地域課題の解決に向けた取組の主体は、地域協議会や行政のみが担うべきものではない。

したがって、地域課題の解決のための行動主体が別途必要となるが、地域協議会は制度上、この部分を必ずしも担うことが適切といえる存在ではないと考えられ、「協働」を進めるための主体は、別途対応を考える必要があると考えられる。

さらに、第29次地方制度調査会の答申においても、地域協議会の委員は当該地域自治区に居住する者に限定されており（法第 202条の5 第2項）、当該地域自治区に通勤・通学する者や、利害を有する者の参加は法律で認められていないという問題があるとの指摘がなされている。

一方で、今回検討した地域づくり組織は、法律的な制約が課される地域自治区と異なり、設置の可否を含めて自由度が高い。また、地域課題の議論をはじめとして、地域で対応できることは地域で対応し、それ以外の部分は市に対する事業提案制度等を利用して主体的に解決することが可能であるなど、議論から行動まで一貫した取組が可能である。したがって、地域づくり組織をもって地域自治区の機能の多くを代替できるものであることから、現段階では、現存する合併特例としての玉山区を除き、新たに導入する必要性は高くないと考えられる。

しかし、今後地方自治法等の改正が見込まれており、地域自治区制度についても何らかの見直しが図られていく可能性は高い。第29次地方制度調査会の答申においても、行政区域の一部区域への地域自治区設置を認めるなどの制度改善の必要性について言及しており、現在よりも機能的なシステムに制度が改善される可能性もある。この場合には、その時点で地域自治区の必要性について議論する必要がある。

3 財源措置について

今後、地域自治を進めていく上では、当分の間、地域に対する一定程度の財政的支援が必要となってくると考えられる。

今回の制度の検討では、今後の地域づくり組織の動向や、実務的な制度設計に至っていないことから不確定な要素が多分に含まれることから、財政的なシミュレーションを行っていない。

しかし、地域づくり組織の活動が活発に行われ、地域自治が進展していくことで、その活動に要する経費については当然ながら増額していくことが想定される。一方で、今後は人口減少なかでも生産年齢人口の減少が見込まれており、これに伴って税収も減少していくことが想定される。

このような状況下で、地域活動に対する財政的支援を継続的に実行できる財源をどのように確保するかということは重要な課題である。

宮崎県宮崎市では、前述のとおり平成21年度から「地域コミュニティ税」を新たに導入しており、その税収規模は年額約8,000万円となっている。

地域コミュニティ税については、その交付先が地域自治区ごとに設置された「地域まちづくり推進委員会」とし、1団体当たりの交付金額も200～970万円（均等割が3割と人口割7割で算定）となっている。

仮に、盛岡市において、宮崎市と同様の条件での税収額は、平成20年度ベースで試算した場合においては71,310千円となり、地域支援のための財源としては一定額を確保することが可能となる。

また、税額を倍額（年額1,000円）とした場合や、大阪府池田市が実施している事業提案制度や千葉県市川市等で実施しているような個人市民税の1%を市民活動資金として補助する制度を参考とし、この額を地域活動支援に投じた場合の地域への交付額の試算は、次のとおりである。

(1) 宮崎市と同様の税額の場合

設定条件

- ・対象者 平成20年度に個人で市民税均等割が課税された方
(個人市民税調定人員数による。ただし、普通徴収のうち、過年度分を除く。)[『平成21年度盛岡市市税の概要』からデータ引用]
- ・税 額 年額 500円
- ・人 口 小学校区，中学校区については，平成21年10月2日現在の住民基本台帳からの抽出データ（盛岡市教育委員会学務教職員課提供）に，現行のコミュニティ地区については，平成17年の国勢調査に基づき，当研究所において推計を行った結果に基づき算出している。

地域コミュニティ税の歳入見込額

地域コミュニティ税を導入した場合については，税額が1人当たり年額500円に個人市民税均等割課税対象者 142,620人（平成20年度実績）を乗じた年額71,310千円が歳入見込額となる。

配分条件

- ・歳入見込額については，端数処理する分を除き，すべて地域活動に充当するものとする。
- ・配分に当たっては，その割合は均等割を3割，人口割又は世帯割を7割とする。
- ・均等割，人口割ともに，1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。

その他

- ・宮崎市では，地域への交付に際しては均等割と人口割との合算によっているが，今回の試算では，均等割と世帯数についても併せて同様の計算を行っている。

ア 小学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	550千円	500世帯	665千円
1,000人	635千円	1,000世帯	866千円
2,000人	805千円	2,000世帯	1,267千円
3,000人	975千円	3,000世帯	1,668千円
5,000人	1,315千円	4,000世帯	2,069千円
7,500人	1,740千円	5,000世帯	2,470千円
10,000人	2,165千円	6,000世帯	2,871千円
12,500人	2,590千円		
15,000人	3,015千円		

イ 中学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	976千円	500世帯	1,091千円
1,000人	1,061千円	1,000世帯	1,292千円
2,000人	1,231千円	2,000世帯	1,693千円
3,000人	1,401千円	3,000世帯	2,094千円
5,000人	1,741千円	4,000世帯	2,495千円
7,500人	2,166千円	5,000世帯	2,896千円
10,000人	2,591千円	6,000世帯	3,297千円
12,500人	3,016千円		
15,000人	3,441千円		

ウ 現行の地域コミュニティ単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	795千円	500世帯	917千円
1,000人	878千円	1,000世帯	1,122千円
2,000人	1,043千円	2,000世帯	1,531千円
3,000人	1,208千円	3,000世帯	1,940千円
5,000人	1,538千円	4,000世帯	2,349千円
7,500人	1,950千円	5,000世帯	2,758千円
10,000人	2,363千円	6,000世帯	3,167千円
12,500人	2,775千円		
15,000人	3,188千円		

(2) 宮崎市の税額の2倍とした場合

設定条件

- ・対象者 (1) と同様とする。
- ・税 額 年額 1,000円
- ・人 口 (1) と同様とする。

地域コミュニティ税の歳入見込額

地域コミュニティ税を導入した場合には、税額が1人当たり年額1,000円に個人市民税均等割課税対象者 142,620人（平成20年度実績）を乗じた年額14,262千円が歳入見込額となる。

配分条件

(1) と同様とする。

ア 小学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	1,100千円	500世帯	1,331千円
1,000人	1,271千円	1,000世帯	1,732千円
2,000人	1,612千円	2,000世帯	2,534千円
3,000人	1,953千円	3,000世帯	3,336千円
5,000人	2,635千円	4,000世帯	4,138千円
7,500人	3,487千円	5,000世帯	4,940千円
10,000人	4,340千円	6,000世帯	5,742千円
12,500人	5,192千円		
15,000人	6,045千円		

イ 中学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	1,952千円	500世帯	2,183千円
1,000人	2,123千円	1,000世帯	2,584千円
2,000人	2,464千円	2,000世帯	3,386千円
3,000人	2,805千円	3,000世帯	4,188千円
5,000人	3,487千円	4,000世帯	4,990千円
7,500人	4,339千円	5,000世帯	5,792千円
10,000人	5,192千円	6,000世帯	6,594千円
12,500人	6,044千円		
15,000人	6,897千円		

ウ 現行の地域コミュニティ単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	1,100千円	500世帯	1,331千円
1,000人	1,271千円	1,000世帯	1,732千円
2,000人	1,612千円	2,000世帯	2,534千円
3,000人	1,953千円	3,000世帯	3,336千円
5,000人	2,635千円	4,000世帯	4,138千円
7,500人	3,487千円	5,000世帯	4,940千円
10,000人	4,340千円	6,000世帯	5,742千円
12,500人	5,192千円		
15,000人	6,045千円		

(3) 個人市民税 1 %相当額を充当する場合

設定条件

- ・対 象 平成20年度の個人市民税の調定額とする。
(年度別・個人市民税調定額の推移(決算調定数値から)による。
ただし,退職所得分離課税分を除く。)[『平成21年度盛岡市市税の概要』からデータ引用]
- ・個人市民税調定額 15,260,895,100円
- ・人 口 小学校区,中学校区については,平成21年10月2日現在の
住民基本台帳からの抽出データ(盛岡市教育委員会学務教職
員課提供)に,現行のコミュニティ地区については,平成17
年の国勢調査に基づき,当研究所において集計を行った結果
に基づき算出している。

充当される見込額

個人市民税 1 %相当額を充当した場合は,152,608千円が見込額となる。

配分条件

- ・充当される見込額については,端数処理する分を除き,すべて地域活動
に充当するものとする。
- ・配分に当たっては,その割合は均等割を 3 割,人口割又は世帯割を 7 割
とする。
- ・均等割,人口割ともに,1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。
- ・今回の試算では,均等割と人口割の合算額 均等割と世帯割の合算額
のそれぞれについて計算を行っている。

ア 小学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	1,177千円	500世帯	1,424千円
1,000人	1,360千円	1,000世帯	1,853千円
2,000人	1,725千円	2,000世帯	2,711千円
3,000人	2,090千円	3,000世帯	3,569千円
5,000人	2,820千円	4,000世帯	4,427千円
7,500人	3,732千円	5,000世帯	5,285千円
10,000人	4,645千円	6,000世帯	6,143千円
12,500人	5,557千円		
15,000人	6,470千円		

イ 中学校区単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	2,089千円	500世帯	2,336千円
1,000人	2,272千円	1,000世帯	2,765千円
2,000人	2,637千円	2,000世帯	3,623千円
3,000人	3,002千円	3,000世帯	4,481千円
5,000人	3,732千円	4,000世帯	5,339千円
7,500人	4,644千円	5,000世帯	6,197千円
10,000人	5,557千円	6,000世帯	7,055千円
12,500人	6,469千円		
15,000人	7,382千円		

ウ 現行の地域コミュニティ単位での試算

人口割とした場合		世帯割とした場合	
人口数	配分見込額	世帯数	配分見込額
500人	1,703千円	500世帯	1,964千円
1,000人	1,881千円	1,000世帯	2,402千円
2,000人	2,236千円	2,000世帯	3,278千円
3,000人	2,591千円	3,000世帯	4,154千円
5,000人	3,301千円	4,000世帯	5,030千円
7,500人	4,188千円	5,000世帯	5,906千円
10,000人	5,076千円	6,000世帯	6,782千円
12,500人	5,963千円		
15,000人	6,851千円		

なお、これまでの補助金等の財政的支援に加えて、新たに地域コミュニティ税やこれに類する制度を活用した地域活動の財政的支援の導入の必要性については、現段階では次の理由から、慎重に検討する必要があると考える。

地域づくり組織の動向が不明なこと

地域コミュニティ税等の導入を行うためには、地域での課題解決能力を高めるという視点に立って交付先を決定していく必要があると考えられる。このため、交付先となる団体には、地域づくりに対するノウハウや人的ネットワーク、そして地域をコーディネートする能力等が求められる。

今回の提案では、この交付先に相当するのが「地域づくり組織」とすることを想定し、制度の検討を進めている。地域づくり組織は、町内会・自治会単位や、特定のNPOをその主体と想定していない。むしろもう少し大きい地域単位でのまとまりをもった組織とすることで多様な主体の参加を可能とし、人的な面においても継続的なマネジメントが期待できる。

しかしながら、このような組織の設立には、相当の時間が要することや、設立後に（地域の実情に応じて決定される）活動内容も現段階では不明であるため、ある程度期間が経過し、地域づくり組織の活動が軌道に乗ったことを確認した上で検討することが望ましい。

地域と行政の役割分担が明確ではないこと

現段階では、個人や地域が担うべき役割と、行政が果たすべき役割についての共通した理解について十分ではないケースも散見される。

このため、この共通理解を構築していく必要があるが、地域づくり組織が地域づくり計画を策定していく中で、このような部分が明確になっていくものと考えられる。

また、町内会・自治会といった地縁団体と、地域づくり組織が担う役割についても、それぞれ異なっている。

地域づくり計画策定の議論を通じて、このような役割分担と相互の協力関係が明確になっていくことで、地域活動に対する市の財政的支援の範囲も明確化されていくことが期待されるものであり、この範囲が明確化した段階で、新たな財源確保の措置が可能となるのかどうかについて見極めた上で、導入の可否について検討していくことが必要である。

4 地域完結型都市構造の構築

今後の少子高齢化の予測を踏まえ、各地域内において、一定の公共的サービスが享受できるようなシステムを構築することにより、地域で日常生活が完結できるエリアを中長期的に市内に複数構築するための都市構造について検討していくことが必要である。

一例として、日常生活に必要な食料品、雑貨等については、ある程度日常生活圏にある店舗で購入し、贈答品や嗜好品といったものについては中心市街地や現存する大型店を利用する。医療面においては、基本的な診療は地域にある医院・病院で受けられ、専門的・高度な医療や検査等については拠点病院を利用するなど、日常生活圏と都市機能の一定の機能分担が考えられる。

地域において一定の公共的サービスが受けられるシステムの構築には、行政が行う公共的サービスの拡充や、都市計画的なアプローチも一つの方法であるが、地域づくり組織等が提供する公共的サービスの拡充も必要となっていくと考えられる。

市内においても、公共交通機関の利用が不便な地域が存在しており、高齢者を中心として、移動手段いわゆる「足の確保」が困難となっていくことも考えられる。このような面からも、日常生活圏で生活がある程度完結する都市構造としていくことは、今後より重要となってくる。地域において、一定程度日常的に必要なサービスが提供されることは、都市の快適性を高めていく一つの要素である。

さらに、日常生活圏内であっても、移動手段を有しない市民に対する公共的サービスの提供として、自治会や事業者等が協議会を設立し、オンデマンドタクシーを運行している宮城県登米市の例などもあり、日常生活圏における必要な公共的サービスの拡大のために地域づくり組織が取組むことで、地域をより良いものとしていくことも可能である。

なお、地域によっては地形地物等の地域特性を考慮し、複数のコミュニティを包含した日常生活のエリアを設定していくことも有効と考えられる。

特に、今後人口の減少が予想される地域については、複数のコミュニティの連携により、一定の公共的サービスを確保していくことが望ましい。

VI 今後の進め方について

以上、盛岡市における「新たな自治・協働の仕組み」の検討結果について説明してきた。

今回の提案では、主に基本的な考え方や施策の方向性について検討を行ったものであり、実際の事業として実施する場合には、実施の是非を含めてより詳細な内容について関係課をはじめ関係団体との調整を十分行った上で、市民の意見を聴きながら進めていくことが必要である。

また、これまで盛岡市において機能してきたものとは異なる枠組みを提示することとなったが、既存の組織や事業に大きな影響を及ぼす可能性がある。したがって、新たな枠組みの定着には相当の時間を要するものと考えられるし、何よりも地域住民の合意形成と盛り上がりがないと、画餅に帰すことが想定される。このため、制度の実施に当たっては、コンサルタントやアドバイザーなどに依存せず、また、特定の個人・団体の意見に偏ることなく、市と地域とが十分な相談の下に制度設計を行っていくことが必要である。

以上の認識の下に、参考までに制度実施まで想定される工程を示すこととしたい。

なお、この工程については、あくまで現段階における想定であって、今後、制度実施に当たっての詳細な検討や他団体との調整を経て、決定されるものであることを予めお断りしたい。

1 着手から制度完成までの工程（期間）

今回の提案内容を実施するに当たっては、最終的な制度完成までを3段階に分けて構想する。

これは、前述のとおり今後の盛岡市のまちづくりに多大な影響を及ぼす可能性もあり、さまざまな調整や試行を経て、市民の皆さんの意見を反映させつつ、制度自体の改善を進めていくことが必要であるためである。

このため、着手から最終的な制度完成までの期間は、おおむね7～8年程度必要と考えられるとともに、制度完成後に市域全域で安定的な制度運用が行われるようになるまでは、さらに数年の時間を要するものと考えられる。

以上の考え方にに基づき、取組期間は今後10年間を想定し、検討することとしたい。

2 取組の段階について

今回の新しい仕組みの実施に当たっては、次の段階に応じた事業展開が考えられる。

(1) 第1期（準備～試行段階）

ア 取組の内容

新しい仕組みづくりの実施に向け、地域ごとの現状の把握を行うためのヒアリングや意見交換、関係課・関係機関との調整、視察・文書照会等の先進事例の研究、パブリックコメントの実施を経て、制度の設計を行うとともに、地域づくり組織設立のための地域での学習会の開催やワークショップの実施、市内数地区を公募してモデル地区の試行等を行うものとする。

地域づくり組織の設立に向けた取組においては、有識者等による懇話会を設置して意見聴取することや、地域コミュニティや協働に関してさまざまな知見や情報を有している岩手県立大学総合政策学部の教員と連携して、地域への情報提供の実施や、ワークショップでのファシリテーターの役割を担うなどの方法も有効である。

また、制度設計の参考とするため、希望する数地区においてモデル地区を設定した上で、実際に制度運用を試行し、より良い制度となるような見直しを行っていくことが有効である。

さらに、地域における協働について、市民、地縁団体、NPO・市民団体、事業者など多様な主体との共通した認識の下に進めていくための環境整備のため、フォーラムの開催等も行っていく必要がある。

なお、取組の進捗状況等については、今後新設されることが見込まれる「（仮称）盛岡市自治体経営推進会議」等の有識者会議に報告し、適切な意見・助言等をいただくことも有効である。

イ 取組期間

おおむね3年程度を想定している。

ウ 具体的な事務

事務の内容	1年度目	2年度目	3年度目
地域コミュニティの現状調査	資料調査 ヒアリング	コミュニティ マップ作成	
先進事例調査	文書照会 先進地視察		
関係団体との意見調整	制度の導入検討	試行状況の検討	制度改善の検討
市民との意見交換会	意見反映		
制度作成	P C ()実施		制度 確定
モデル地区での試行	公募	制度試行	試行の検証 制度試行
地域づくり組織の設立支援		順次実施	
地域づくり計画の策定支援			順次実施
地域支援体制の構築	体制検討 順次実施	体制検討 順次実施	体制検討 順次実施
フォーラム等の開催	順次実施	順次実施	順次実施
有識者等による懇話会からの 意見聴取	順次実施	順次実施	順次実施
「(仮称)盛岡市自治体経営推 進会議」等への報告	順次実施	順次実施	順次実施

P C...「パブリックコメント」の略。以下同じ。

(2) 第2期（制度確立段階）

ア 取組の内容

モデル地区での試行状況を踏まえ、制度の課題や改善を要する点について研究を進め、最終的な制度として確立した段階以降の環境整備を行う。

この段階では、市では「(仮称)地域自治推進計画」を策定するとともに、地域づくり組織の正統性を確保するための条例等の例規整備、地域支援拠点の整備を進めるとともに、予算提案制度等を機能させるための方策等について検討を進めるものとする。

イ 取組期間

おおむね3年間で想定している。

ウ 具体的な事務

事務の内容	4年度目	5年度目	6年度目
「(仮称)地域自治推進計画」の策定	内容検討 P C実施	策定	
予算提案制度の実施	内容検討 周知	実施	
個別補助金の総合補助金化	内容検討 周知	実施	
地域支援部署の設置	実施		
地域支援拠点の整備及び庶務的業務の後方的支援	設置の検討	順次整備	順次整備
公共施設の複合機能化及び人的配置、庶務的業務の後方支援	実施の検討	順次実施	順次実施
条例等必要な規定の整備	制定の必要性を 検討・制定		
地域づくり組織の設立・地域づくり計画の策定への支援 (第1期から引き続き)	順次実施	順次実施	順次実施

(3) 第3期（制度定着段階）

ア 取組の内容

第2期において確立した制度に基づき、実際に運用を行うとともに、地域にとってより良い公共的サービスが提供されるように、地域づくり計画に基づいて実施された事業(予算提案制度又は総合補助金制度を利用したものに限る。) に対して振り返りを行い、改善を図っていくものとする。


また、制度上の不都合や社会環境の変化等により、現状に適合しなくなった部分については、見直しを行っていくものとする。

この段階では、市内には数多くの地域づくり組織が存在し、各地域で地域づくり計画等が定められ、地域自治が活発に行われている状態となることを目指すものとする。

イ 取組期間

おおむね4年間を想定している。

ウ 具体的な事務

事務の内容	7年度目	8～10年度目
事業の振り返り	順次実施	順次実施
制度又は運用の改善	順次実施	順次実施
財源措置の検討	 制定の必要性を 検討・措置	
地域支援拠点の整備及び庶務的業務の後方的支援 (第2期から引き続き)	順次整備・実施	順次整備・実施
公共施設の複合機能化及び人的配置、庶務的業務の後方支援 (第2期から引き続き)	順次整備・実施	順次整備・実施
地域づくり組織の設立・地域づくり計画の策定への支援 (第1～2期から引き続き)	随時実施	随時実施

おわりに

以上、盛岡市における自治・協働の新しい仕組みについて考察・提言してきた。

今回提案した仕組みでは、目新しさや奇抜さを追うことなく、これまで培ってきた実績を踏まえつつ、今できることに地道に取り組んでいくことを主軸としている。これまでの先行した研究や、他都市での取組を十分に参考としながら、盛岡らしさを生かしつつ、それぞれの要素を組み合わせ構成している。

これまでも、地域社会には、「結」などのまとまりが存在しているとともに、地域自身が一定の公共的なサービスの提供主体として機能してきたという経緯がある。しかし、多様化する社会の進展により、これまでの考え方や仕組みだけでは対処できない公共的課題が多くなってきていることも事実である。

しかし、地域社会が担う役割は今日においても大きく、また、地域社会に期待する市民が多いことが、今回の調査で明らかになった。このため、これからのまちづくりを進めていく上では、古くなった仕組みは現在に適応するように機能拡充（バージョンアップ）するとともに、さまざまな主体が緩やかな連携を保ちつつ地域自治を確立し、できることから着実に実行していくことが最も効果的ではないかと考える。

今回の提言内容については、即実現可能なものや実現までに時間を要するもの、又は残念ながら実現が難しいものも存在すると考えられるが、今回の提言を一つの契機として、さまざまな立場の違いを乗り越えて地域の力を結集し、地域社会をより豊かな場所としていくことで、今後の「元気なまち盛岡」の実現に結びつくことを願いたい。

最後に、2年間にわたる本研究の実施に当たり、お忙しいところアンケートにご回答くださった市民の皆さま、地域の現状や課題についてご助言くださった関係団体の皆さま、専門的な見地からの助言をいただいた岩手県立大学総合政策学部 齋藤俊明教授、田島平伸教授、阿部晃士准教授、多大な助言や情報提供をいただいた市の関係課の職員の皆さまに心から御礼申し上げます。

平成21年度研究報告書

平成22年3月 発行

編集・発行 盛岡市まちづくり研究所
〒020-0173
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巢子152-89
岩手県立大学地域連携研究センター内